

資料 1－3
平成 24 年 12 月 11 日 産業連関技術会議 総務省政策統括官室

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱

第 2 部 平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成手順及び作業内容

（案）

目 次

1	産業連関表の作成手順及び作業内容の概要	1
2	基本方針の決定	4
(1)	基本方針の必要性	4
(2)	基本方針の構成	4
(3)	平成 23 年表に係る基本方針の検討及び概要	4
3	基本要綱の決定	6
(1)	基本要綱の必要性	6
(2)	基本要綱の構成	6
(3)	基本要綱の決定	7
(4)	部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討	7
(5)	公的統計基本計画関連事項及びSNA関連事項の検討	8
(6)	統計法第 26 条に基づく作成方法の通知	8
4	基礎資料の収集・整備	10
(1)	総論	10
(2)	既存資料の収集・整備	10
(3)	産業連関構造調査の実施	12
(4)	業界団体や個々の事業者に対するヒアリング	13
5	計数の推計・調整	15
(1)	推計作業の手順	15
(2)	国内生産額の推計	16
(3)	投入額推計	21
(4)	投入額の生産者価格への変換（商業マージン・国内貨物運賃の皮ハギ）	23
(5)	産出額推計	25
(6)	計数調整作業（その 1：総論）	28
(7)	計数調整作業（その 2：生産者価格調整）	30
(8)	計数調整作業（その 3：購入者価格調整）	32
(9)	計数調整作業（その 4：その他留意事項）	40
6	各種係数表等の作成	42
(1)	各種係数表の作成	42
(2)	前回表・前々回表の組替データの作成	42
7	各種付帯表の作成	43
(1)	概要	43
(2)	物量表	43
(3)	屑・副産物発生及び投入表	45
(4)	雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別 職業別雇用者数表）	47
(5)	固定資本マトリックス	48
(6)	V表	49

(7) 自家輸送マトリックス	49
8 推計結果の公表	51
(1) 速報の公表	51
(2) 確報の公表	51
9 接続産業連関表の作成・公表	53
(1) 接続産業連関表の作成目的	53
(2) 接続産業連関表の種類	53
(3) 名目表の作成	53
(4) 実質表の作成	54
(5) 接続産業連関表の付帯表の作成	58
(6) 接続産業連関表の公表	58
10 その他	59
(1) 予算	59
(2) 作成作業報告書	59
【別表】平成23年表の事業年度別、事項別スケジュール及び作業分担	60

(注) 第2部では、平成23年表を作成するに当たっての作成手順及び作業内容について、その概要を段階ごとに記載する。ただし、記載内容は、平成24年12月時点で想定しているものであることから、25年以降に行う作業については、修正を加える場合がある。

1 産業連関表の作成手順及び作業内容の概要

産業連関表の作成作業は、以下の①～⑧に示す手順（表2－1を参照。作成過程において、複数の手順が並行する場合もある。なお、事業年度別、事項別のスケジュール及び作業分担の詳細については、第2部末尾の別表を参照）で行う。

- ① 基本方針の決定
- ② 基本要綱（部門分類の設定を含む。）の決定
- ③ 推計を行うための基礎資料の収集・整備
- ④ 計数の推計・調整
- ⑤ 各種係数表の作成
- ⑥ 各種付帯表の作成
- ⑦ 推計結果の公表
- ⑧ 接続産業連関表の作成・公表

また、産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」については、図2－1に示す手順により、「商品×アクティビティ（商品）」の表を作成する（第1部第1章3(1)及び付録第1章6(1)を参照）。

産業連関表の作成に当たっては、推計に用いる資料が膨大であり、また、作業内容が広範多岐にわたるため、従前から、関係府省庁（現在は10府省庁）の共同事業として実施するとともに、事業期間については、通常、作成対象年次を起算年度とした5か年度にわたっている。

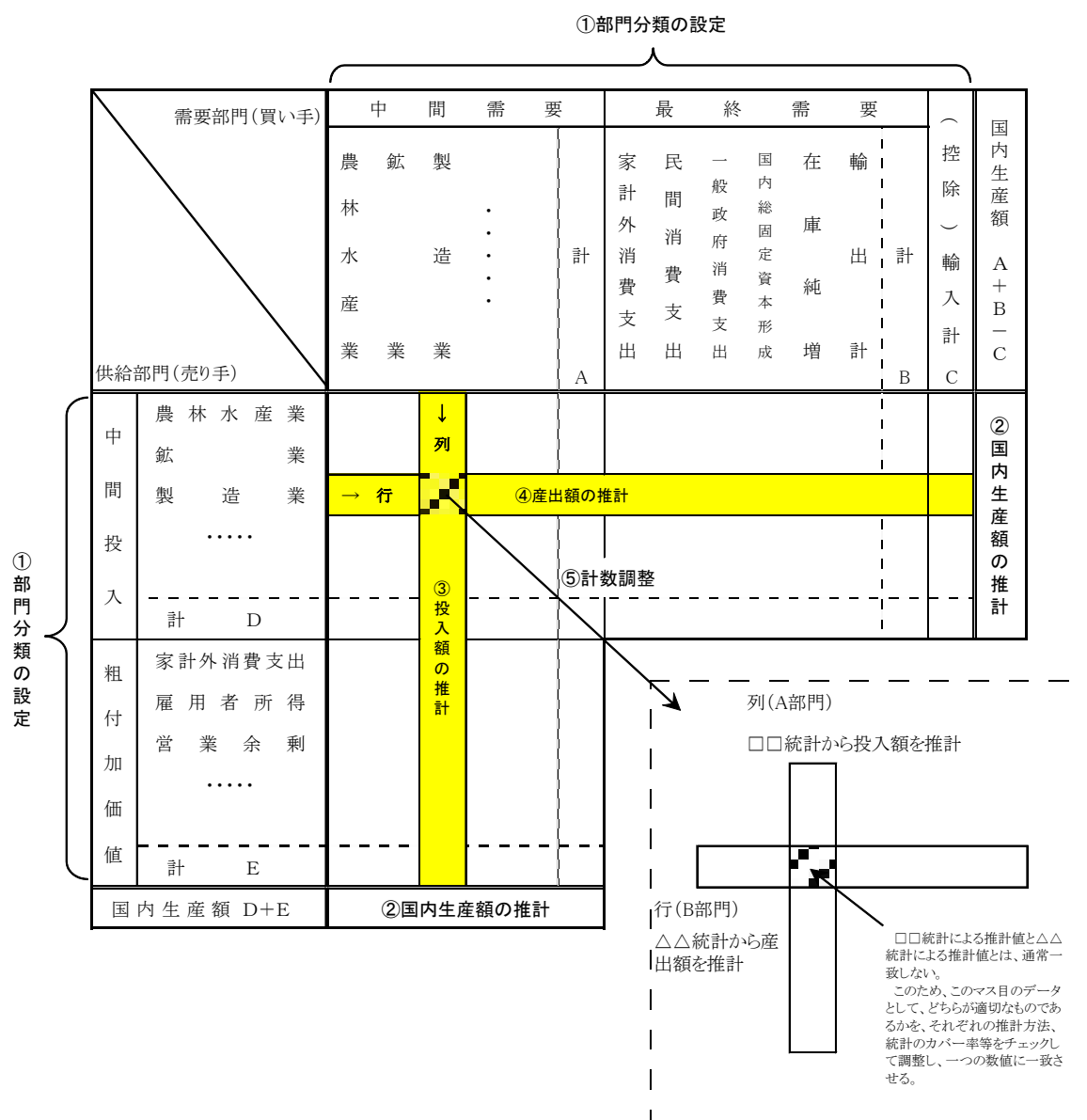
ただし、平成23年表については、平成22年度からの7か年度としている（第1部第1章2(1)を参照）。今回の事業期間が、通常よりも長期にわたっているのは、作成対象年次の1年繰下げ（第1部第3章5(1)を参照）に伴い、作成作業の一部を作成対象年次の前年度から行う形になっており、それも事業年数に含んでいること、そして、推計作業を取り巻く不確実な状況を踏まえて公表までのスケジュールを現実的なものに見直した（第1部第1章別紙の注1－1－1を参照）ことによる結果であり、今回限りのイレギュラーなものである。

表 2－1 産業連関表の作成作業の流れ

作業区分		作業の主な内容	おおよその作業時期
I 作成フレーム の検討、 準備作業 (注2－1)	① 基本方針の決定	事業の実施体制、作成上の留意点及び主な検討事項、作成スケジュール等、産業連関表作成上の基本的な設計	H22.12決定 I(作成スケジュールについては、H24.9に改正)
	② 基本要綱の決定	基本方針で示された基本的な設計を受け、次に掲げる事項について、整理・詳細化 ・作成の基本的な枠組み ・前回表からの変更点 ・作成手順、作業内容 ・部門分類の設定、各部門の概念・定義・範囲	H22.9～24.12 検討・策定 H24.9 第1部の決定 H24.12 第2部及び第3部の決定
	③ 基礎資料の収集・整備	基本要綱の決定を受け、総務大臣に対して、統計法第26条に基づく作成方法の通知 ・既存統計の収集・整備 ・行政記録情報の収集・整備 ・組替集計の実施 ・産業連関構造調査の実施 ・業界資料の収集・整備 等	H25.1～3 H22.10～H26.3
II 産業連関表 作成の 本体作業	④ 計数の推計・調整	・国内生産額の推計 ・投入額及び産出額の推計 ・投入額と産出額の計数調整	H25.6～H26.12 速報関連 H26.12～H27.6 確報関連
	⑤ 各種係数表の作成	・投入係数表 ・逆行列係数表 ・生産誘発係数表 ・粗付加価値誘発係数表 ・輸入誘発係数表 等	
	⑥ 各種付帯表の作成	・物量表 ・屑・副産物発生及び投入表 ・雇用表(生産活動部門別従業者内訳表) ・雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表) ・固定資本マトリックス ・産業別商品産出表(V表) ・自家輸送マトリックス	
III 接続産業 連関表の 作成作業	⑦ 推計結果の公表	・結果の公表(インターネット及び印刷物) ・閣議に資料配布(速報の要旨)	H26.12 速報 H27.6 確報
	⑧ 接続産業連関表の作成・公表	・接続産業連関表に用いる部門分類の設定 ・名目表の作成 ・インフレータの作成 ・実質表の作成 ・結果の公表(インターネット及び印刷物)	H27.7～H28.6

(注2－1)平成23年表においては、基本方針の策定や部門分類の検討の一部について、作成対象年次の前年度である平成22年度に行った。

図 2-1 産業連関表（取引基本表）の作成手順の概略



作成の手順

① 部門分類の設定

作成の基礎資料となる各種データは、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。そこで、我が国の経済活動を、一つの表の上に統一的に記録するため、部門分類を設定するとともに、各部門の概念・定義・範囲について明確にする。②以下の作業は、この部門分類に従って行う。

② 国内生産額の推計

基礎資料により、部門別の国内生産額を推計する。

③ 投入額の推計

生産費調査、産業連関構造調査(投入調査)等により、各列部門について、国内生産額の内訳(原材料や粗付加価値に関する費用の内訳)を推計し、投入表を作成する。

④ 産出額の推計

製品需給調査等により、各行部門について、国内生産額の内訳(販売先の内訳)を推計し、産出表を作成する。

⑤ 投入額と産出額の計数調整

投入額と産出額の計数は、それぞれ別々の統計から推計したものである。そのため、産業連関表上の同じマス目であっても、投入側からの金額と産出側からの金額は、一般的には異なっている。そこで、両者について、どちらがより適切なものであるかを比較・調整し、一つの数値に一致させる。

2 基本方針の決定

基本方針とは、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、どのような内容の産業連関表を、どのような作業体制及び手順で、いつまでに作成するのか、また、その際の重要な検討事項は何かといった基本的な設計を定めるものである。

(1) 基本方針の必要性

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、関係府省庁による共同事業として5年ごとに作成してきているが（注2-2、注2-3）、作成周期や作業体制などについて、法令に規定されているものではない。しかし、関係府省庁の共同事業として5か年をかけて行う大規模な事業であることから、作業を計画的かつ合理的に行うためには、産業連関表の形式、作業の分担及びスケジュールについて、あらかじめ枠組みを作っておく必要がある。また、産業連関表が、SNAの中に位置付けられているとともに、部門の設定において日本標準産業分類及び国際標準産業分類などとの整合を図る必要があることなどから、その作成過程における検討課題の整理も必要となる。

基本方針は、このような要請に応えるため、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、基本的な設計を示すものとして、産業連関部局長会議において決定している。

なお、基本方針で示された内容を詳細化し、実際の作成作業に当たってのマニュアルとなるのが、後記3に記載する基本要綱である。

（注2-2）平成23年（2011年）産業連関表が、5年周期の例外であることについては、第1部第3章5(1)を参照。

（注2-3）政府の統一的な産業連関表を各府省庁の共同事業方式で作成することとなった契機については、昭和30年6月30日付けの統計審議会答申（「政府が行う産業連関表の作成について」）に求めることができる（付録第3章2(2)を参照）。

(2) 基本方針の構成

基本方針は、おおむね、次の事項で構成している。

- ① 作成目的
- ② 事業の実施体制
- ③ 事業の内容
- ④ 作成上の留意点及び主な検討事項等
- ⑤ 作業スケジュール

(3) 平成23年表に係る基本方針の検討及び概要

ア 平成23年表に係る基本方針は、平成22年4月から「次回産業連関表作成の課題」を整理する形で準備的な検討を開始した。

その後、同年11月から本格的な検討・調整を行い、同年12月16日開催の産業連関主管課長会議での了解を受け、その後、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、同年12月27日付けで産業連関部局長会議決定を行った。

イ 基本方針の全文については、第1部第1章に掲載しているが、具体的な内容としては、まず、平成23年表を作成する上での基本認識として、

- ① 平成21年4月から全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）に基づき、産業連関表が「基幹統計」として指定されたこと、

- ② 平成17年表の作成以降において、
- i) 統計法に基づく公的統計基本計画の策定
 - ii) 08SNAの採択、日本標準産業分類の平成19年改定
 - iii) 経済センサス-活動調査の実施による基礎データの変更
- といった大きな環境変化が生じていること、
- ③ 平成23年表が、経済センサス-活動調査の調査対象年次の変更を受け、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次として作成する産業連関表に係る原則の例外になっていることを明確にしている。

その上で、主な検討課題として、

- ① 公的統計基本計画の課題への対応
- ② 08SNAの採択、日本標準産業分類の改定、「経済センサス-活動調査」の実施等に伴う課題への対応

を掲げている。これら課題の検討結果の詳細については、第1部第3章記載のとおりである。

なお、事業の実施体制については、前回は踏襲することとしている（ただし、「産業連関技術委員会」は「産業連関技術会議」に改称）。

- ウ 基本方針を決定した平成22年12月時点においては、基本方針の別紙として添付している作成スケジュールの中で、速報は平成26年11月、確報は27年3月、接続産業連関表は28年3月に、それぞれ公表することを想定していた。しかし、①平成23年度後半になり、組替集計を行う経済センサス-活動調査に係る調査票情報の利用可能時期が、早くとも25年秋であること、②過去の表における作業実績と改めて比較・検討した結果、22年12月時点で作成したスケジュールでは、対応困難な部分が少なくないこと（例えば、速報公表から確報公表まで通常7か月を要するところ、これを4か月に短縮することは困難である等）が明らかになってきた。

そこで、これらの事情を踏まえ、基本要綱の第1部の決定（産業連関部局長決定）に合わせて、本スケジュールについても改正し、速報を平成26年12月、確報を27年6月、接続産業連関表を28年6月に、それぞれ公表することを目途とすることにした（第1部第1章の別紙を参照）。

3 基本要綱の決定

基本要綱とは、基本方針で示された産業連関表作成上の基本的な設計を詳細化し、以後の作成作業に当たっての基本的なマニュアルとして取りまとめるものである。

この中で、より具体的な作業手順や、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲についても明らかにする。

また、基本要綱の決定後、統計法第26条に基づき、総務大臣に対して、作成方法についての通知を行う。

(1) 基本要綱の必要性

前記2で記載した基本方針は、産業連関表の作成作業を開始するに当たっての大きな方向性や検討課題を示すものであるが、産業連関表は、国内におけるあらゆる経済活動を対象とし、その中で行われた財・サービスを巡る取引活動の一つ一つを、投入及び産出という側面から各種統計その他の資料を用いて推計し、その結果を一覧表にまとめるものである。このため、産業連関表の具体的な作成作業を行うためには、どのような範囲の取引活動を、どのような概念に基づき、どのように把握するのか、また、どのような推計方法を採用し、結果として、どのような統計表を作成するのかなどの詳細を、あらかじめ定めておく必要がある。

基本要綱は、このような必要性に基づき、産業連関表の基本的な枠組み、作業内容、部門の設定及びその概念・定義・範囲など、産業連関表作成上のいわば「詳細設計」を定めるものであり、以後の作業を進めるに当たっての基本的なマニュアルとなるものである。

ただ、基本要綱で記載する作業内容に関しては、今後数年をかけて行う内容について、過去の実績も参考にしつつ、「予定」として記載する部分が少なくない。特に、平成23年表については、重要かつ不可欠な基礎資料として、初めて行われた経済センサス活動調査のデータを用いることとしているが、その利活用については、スケジュールも含めて、不透明な部分が少なくない。また、支援プログラムについても、今回、全面的に見直すこととしており（第1部第3章7を参照）、推計作業の流れについて変更が予想される。そのため、実際に作業を進める過程においては、新たな状況の発生等により、基本要綱に記載した内容について修正を加えて対応することが必要になる場合がある。第2部冒頭の注意書きは、このようなことを踏まえて記載しているものである。

(2) 基本要綱の構成

基本要綱は、次のような構成により編集しており^{（注2-4）}、おおむね、作成対象年次から数えて2年度目末までに取りまとめるべく検討を行う。

- ① 作成の基本的な枠組み及び前回表からの変更点
- ② 作成手順及び作業内容
- ③ 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲
- ④ 産業連関表の基礎理論

（注2-4）平成17年表に係る基本要綱までは、①④②③の順で編集していた。しかし、基本要綱が、対象年次の産業連関表に関する詳細設計を定めるものであり、①～③がそれに該当すること、また、④については、産業連関表に関する基本的な見方・考え方を示す部分という性格上、年次ごとに大きな変更がない部分であることから、記載順を①②③④に改めるとともに、④については、「付録」として扱い、決定の対象から除外することとした。なお、④に記載していた内容のうち、「産業連関表」の作成目的や利活用など最も基本的な事項については、④から分離し「緒論」として基本要綱の冒頭に置くことにした。

(3) 基本要綱の決定

基本要綱の案は、産業連関幹事会において基本的な検討を行いつつ、技術的・専門的な見地から特に検討を要する事項については、随時、産業連関技術会議の助言を得ながら作成する。その後、産業連関主管課長会議において審議し、産業連関部局長会議により決定する。

なお、平成7年表に係る基本要綱作成時から、産業連関表作成に係る基本的・総括的事項（前記(2)①）及びそれ以外の実務的・技術的事項に分けて段階的に編集することとし、前者については、その重要性を踏まえて、産業連関部局長会議において直接決定する一方、後者については、産業連関部局長会議の委任を受けて、手続上、産業連関主管課長会議で決定する簡易な扱いとしている（手続を簡素化しただけで、基本要綱全体として、産業連関部局長会議決定である位置付けに変更はない。）。平成23年表の基本要綱については、第1部（前記(2)①）について、平成24年9月19日開催の産業連関主管課長会議での了解を受け、その後、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、同年9月28日付けで産業連関部局長会議の決定とした。また、第2部及び第3部（前記(2)②③）については、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、平成24年12月28日付けで産業連関主管課長会議の決定とした。

(4) 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討

ア 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の明確化の必要性

産業連関表作成の基礎資料となる各種統計は、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。これらを、産業連関表という一つの統計表に記録するためには、統一的な考え方にに基づき、分類を行うことが必要であり、国内生産額や投入額等の推計、計数調整等の作業は、この部門分類に従って行う。このため、基本要綱の作成に当たっては、部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲等（前記(2)③）の明確化が大きな柱となっているが、部門が多数にわたることから、産業連関表作成の都度、検討に多くの時間を要している。

イ 平成23年表における部門分類の基準

産業連関表の部門分類の設定は、生産活動単位（いわゆるアクティビティベース）による分類を原則とし（第1部第2章4(1)を参照）、平成17年表に準じて、次に掲げる基準を総合的に勘案して行った。

- (ア) 投入構造の類似性
- (イ) 産出構造の類似性
- (ウ) 国内生産額又は総需要額の大きさ
 - a 列の国内生産額及び行の総需要額が増加して、1兆円以上となった場合には新設の対象とするが、1兆円未満であっても将来的に著しく増加が予想されるものは新設の対象とする。
 - b 当該部門の列の国内生産額及び行の総需要額が増加し、5兆円以上になった場合は、原則として分割の対象とする。
 - c 既に設けられている部門について、列の国内生産額及び行の総需要額が減少して、各々1000億円未満となった場合は、原則として類似の既存部門に統合する。
- (エ) 日本標準産業分類及び国際標準産業分類との整合性
- (オ) 93SNA及び08SNAへの対応に関する検討状況
- (カ) 細品目分類（いわゆる10桁品目）での単価の類似性
- (キ) 時系列性
- (ク) 推計基礎資料の整備状況

ウ 平成23年表における検討の実際

(ア) 部門分類等検討ワーキンググループにおける検討

公的統計基本計画において、産業連関表の精度向上が検討課題として掲げられた（第1部第3章の別表1④⑤を参照）。これを受け、平成23年表に関する部門の検討については、通常行う個別検討（後記ウ）を参照）に先立ち、平成22年9月から、産業連関幹事会の下に「部門分類等検討ワーキンググループ」を設け、国内生産額が特に大きい部門や、最近の経済活動の変化への対応が必要な部門など、特に検討を要する部門について、前記イ記載の基準を踏まえた検討を行うとともに（平成24年3月まで）、必要に応じて、産業連関技術会議にも付議し、審議を行った。

(イ) 分類コードの再編

平成23年12月から24年3月にかけて、産業連関幹事会において、部門の分類コードの見直しを行った（第1部第3章6(3)を参照）。

(ウ) 部門設定の個別検討

部門分類等検討ワーキンググループにおける検討が終盤に差し掛かった平成23年12月から24年1月にかけて、産業連関幹事会において、部門設定の個別検討を効率的に行うため、各府省庁が作成する部門ごとの検討資料の様式を定めた。

その後、平成24年3月から7月にかけて、産業連関幹事会において、当該様式に基づき、府省庁ごとに、担当する全ての部門について、概念・定義・範囲等の妥当性等の検討を行った。

(5) 公的統計基本計画関連事項及びSNA関連事項の検討

平成23年表においては、第1部第3章の2及び3に記載したとおり、公的統計基本計画関連事項及びSNA関連事項についても、多くの課題について検討が求められた。それぞれの課題の検討結果は、第1部第3章の別表1及び別表2のとおりであるが、これら課題の検討については、産業連関技術会議及び産業連関幹事会において、産業連関表の作成目的等も踏まえつつ行うほか、平成23年6月には、産業連関幹事会の下に「基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ」を設け、それ以後の検討については、基本的に、このワーキンググループにおいて行った。

(6) 統計法第26条に基づく作成方法の通知

平成21年に全面施行された新たな統計法により、調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が「基幹統計」として指定された際の手続も設けられた。具体的には、統計法第26条^{（注2-5）}に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ」（具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）総務大臣に通知しなければならないこととされている。

産業連関表についても、基幹統計化により、この手続が必要となるが、平成23年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。したがって、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後、平成24年度中に行う予定である。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めているが、産業連関表にあつては、作成の都度、部門分類の設定や推計資料、推計方法などについて実質的な見直しを行い、改善を図っている。したがって、次回表の作成以降においても、前回表の作成に際して通知した作成方法を変更するものとして、総務大臣への通知が必要となる。^{（注2）}

(注2－5) 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（基幹統計の作成方法の通知等）

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(注2－6) 統計法第26条では、「政令で定める軽微な変更」の場合には、総務大臣に通知する必要がある旨が規定されている。この「政令で定める軽微な変更」については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第9条において、以下の内容のものが規定されているが、これらは、専ら形式的・他律的なものであり、産業連関表作成の都度行う部門分類の設定や推計資料、推計方法などの見直しは、これらには該当しないと考えられる。

- ① 基幹統計で使用する用語の変更であつて、法令の制定又は改廃に伴うもの
- ② 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更
- ③ 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更
- ④ 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更

4 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、国内の全産業で1年間に行われたすべての生産活動及び取引を対象にして作成する加工統計であることから、精度の高い推計を行うためには、幅広い分野から資料を体系的に収集・整備し、推計作業に利用できるようにしておくことが重要である。

基礎資料の収集・整備は、おおまかには、次のように区分される。

- ① 既存資料（既存の統計調査結果、行政記録情報、業界資料）の収集・整備
- ② 産業連関構造調査（投入調査等）の実施
- ③ 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

(1) 総論

産業連関表の推計に必要とされる基礎資料の収集・整備については、収集すべき資料の種類と範囲、利用上の問題点などの検討を、部門の概念・定義・範囲及び推計方法の検討と並行して行うとともに、資料が不備な分野については、その対処方策を検討する必要がある。

我が国の産業連関表の作成に当たっては、各府省庁が行っている既存の統計調査の結果はもとより、許認可等の手続に伴って得られる行政記録情報や業界資料など、利用可能なあらゆる資料の収集を行う。このほか、これら既存の資料では情報が不足する分野については、「産業連関構造調査」^(注2-7)（投入調査等）を行うほか、必要に応じて、業界団体や個々の事業者に対するヒアリングなども行う。

このうち、「産業連関構造調査」については、予算^(注2-8)や実施体制面の整備が必要になるほか、いずれも統計法に基づき、事前に総務大臣の承認が必要とされる。したがって、その実施に当たっては、早期に検討を始めなければならない。

基礎資料の収集・整備は、各府省庁が、それぞれの担当部門について独自に行うことを基本とするが、平成23年表においては、次の①及び②に掲げる府省庁横断的な事項について、総務省（政策統括官室。以下、特段の記載をしない場合は同様とする。）が行う。

- ① 既存資料の収集・整備の一環として、「貿易統計」及び「経済センサス-活動調査」に関する組替集計を実施
- ② 産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」（平成17年表の作成時までは「本社等の活動実態調査」）を実施^(注2-9)

^(注2-7) 平成17年表の作成時までは、「産業連関表作成のための特別調査」と総称していたが、今回から「産業連関構造調査」と総称している。

^(注2-8) 産業連関構造調査を実施するためには、実施年度の前年度に予算要求関係事務が必要となる。具体的には、調査を実施する府省庁は、5月～6月にかけて、総務省に要求額を提示し、総務省は、それらを取りまとめ、一括して、財務省に要求を行う（後記10(1)を参照）。

^(注2-9) これら2調査のほか、新規の試行調査として、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」も、総務省において実施した。

(2) 既存資料の収集・整備

ア 既存資料の収集・整備は、各府省庁とも、基本的に、作成対象年次から起算して3年度目までに順次行う。収集する資料は広範多岐にわたるが、主なものとしては、今回から利用する経済センサス-活動調査の結果のほか、「平成17年（2005年）産業連関表総合解説編」第1部第3章第3節の「第3-3表 平成17年表において収集された主な資料一覧」に掲げられているも

のが挙げられる。

これら基礎資料を扱う際には、次の点に留意する必要がある。

- ① 産業連関表の作成対象期間は暦年（1月～12月）であるが、既存資料の中には年度（4月～翌3月）のものも多く、この場合、暦年のデータに換算する必要がある。
- ② 既存資料の中には、調査の実施周期等の関係から、産業連関表の作成対象年次のデータが得られないものがあり、この場合、作成対象年次のデータに換算する必要がある。

イ 既存資料の組替集計

既存資料が得られたとしても、その中で用いられている分類が、産業連関表の部門分類と一致しない場合が少なくない。このため、既存資料のデータを産業連関表の推計に利用するためには、「部門別概念・定義・範囲」を参照しながら、産業連関表の部門分類に一致させるように組み替える必要がある。

(ア) 総務省が実施するもの

総務省では、従前、各府省庁の推計に共通的に利用されるものとして、サービス業基本調査及び工業統計調査の結果並びに貿易統計について組替集計を行っていた。

しかし、平成23年表においては、貿易統計の組替集計（関税に関する組替集計についても、この中で一括して行う。）を引き続き行う一方、サービス業基本調査及び工業統計調査に代わって、経済センサス活動調査のデータ（以下「経済センサスデータ」という。）を用いた組替集計を行う（第1部第3章4(1)を参照）。これら組替集計の大まかな流れは、以下のとおりである。

なお、経済センサスデータの組替集計については、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が行う予定である（第1部第3章7ウを参照）。

〔貿易統計の組替集計の流れ〕

作 業 内 容	実施時期
財務省から、貿易統計のデータを入手	平成24年3月
公益財団法人日本関税協会から、「日本貿易月表商品ネームデータ」を購入	
平成17年表の基本分類と平成23年表の基本分類とのコンバータを作成	平成24年10月～11月
経済産業省から、平成23年簡易延長表（平成17年基準）に係る基本分類と平成23年貿易統計品目分類のコンバータを入手	平成24年10月
平成23年表の基本分類と平成23年貿易統計品目分類とのコンバータを作成	同年12月
組替集計の実施（民間委託）、結果の受領	平成25年1～2月
報告書の作成	同年3月

〔経済センサスデータの組替集計の流れ〕

統計センターに対する作業内容	経済センサス活動調査実施部局に対する作業内容	実施時期 （注2～10）
組替集計表の仕様作成		平成23年12月～25年3月
同仕様の統計センターへの説明		平成25年1月～3月
	統計法第33条第1号に基づき、経済センサスデータの提供について申出 （注2～11）（注2～12）	平成25年4月
統計センターにおいて組替集計のプログラムを開発		同年4～9月
	経済センサスデータを入手	同年9月以降
統計センターにおいて組替集計の実施		経済センサスデータが利用可能になり次第、速やかに開始

組替集計結果の受領		平成25年10月～26年 3 月にかけて順次受領
報告書の作成		平成26年 4～6 月

(注2-10) 経済センサスデータの入手以降のスケジュールについては、手続及び作業が順調に進んだことを想定したものを記載している。そのため、手続や作業の進捗に伴い、組替集計結果の受領及び報告書の作成の時期が繰り下げになる可能性がある。

(注2-11) 経済センサスデータの組替集計のための利用は、統計法第33条第1号に該当するものであることから、調査票情報の提供について調査実施機関に対して申出を行い、その承諾を受けた上で利用が可能になる。また、その利用に当たっては、統計法第42条第1項第1号及び第2項により適正管理義務が課されるほか、第43条第1項において守秘義務が、また、同条第2項において提供を受けた際の目的以外の利用禁止が規定されている。

(注2-12) 今回、工業統計調査単独での組替集計が行わなくなるが、在庫の推計に当たっては、経済センサスデータから得られる平成23年末の在庫額と、22年の工業統計調査のデータから得られる22年末の在庫額とを用いることとしている。したがって、25年4月に予定している経済センサスデータに係る提供の申出に合わせ、経済産業省に対して、工業統計調査の調査票情報（在庫関連）の提供について申し出る必要がある。

(イ) 各府省庁がそれぞれに実施するもの

各府省庁が独自に行う組替集計についても、①コンバータの作成、②データの入手、③組替集計の実施といった作業内容は同様であるが、入手するデータが国の統計調査の場合、経済センサスデータを利用する場合と同様、調査実施機関に対する手続が必要となるので、作業スケジュールについては、十分な余裕が必要である。

(3) 産業連関構造調査の実施

ア 我が国は、世界でも有数の統計が良く整備された国とされているが、それでも、すべての財・サービスの取引を網羅する産業連関表を作成するためには、既存資料だけでは不十分な場合が少なくない。特に、産業連関表を作成する上で極めて重要となる商品毎の費用構成（投入）及び販路構成（産出）のデータが少ない。そこで、各府省庁は、それぞれ担当する部門を中心に「産業連関構造調査」を実施し、これらに関する情報を収集・補完している。

産業連関構造調査は、基本的に産業連関表の作成対象年次（1～12月）のデータを把握するものとして、作成対象年次の年度又はその翌年度に行われることが一般的であるが、平成23年表に関する産業連関構造調査については、経済センサス活動調査が平成24年2月に行われたことに対する実査上の配慮により、作成対象年次（平成23年度）に実施した調査は少なく、多くの調査が平成24年度に実施した。また、多くの調査が平成24年度に集中したことに伴う予算要求上の配慮から、一部の調査については、平成25年度前半に実施する予定である。

平成23年表作成のための産業連関表構造調査は、表2-2のとおりである。

イ 平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）により、国の機関が行う統計調査（統計法第2条第5項）については、「基幹統計調査」と「一般統計調査」のいずれかに区分されることとなったが、産業連関構造調査については、すべて、一般統計調査として扱われる。一般統計調査は、基幹統計調査のように、調査の実施に先立って行われる総務省による審査の過程で、統計委員会に対して諮問する必要はないが、総務大臣の承認を得なければならないことは、基幹統計調査と同様である。また、その実施に当たり、予算等の手当も必要になる。産業連関構造調査の実施事務の大まかな流れは、以下のとおりである。

なお、統計法上、「基幹統計」として指定されている産業連関表を作成する一環として行う産業連関構造調査が「基幹統計調査」ではなく、「一般統計調査」として扱われているのは、産業連関構造調査の結果が、産業連関表の一部としてそのまま集計・公表されるわけではなく、

産業連関表を作成する上での参考資料（案文比率など）として利用されるにとどまることに基
づくものである。

〔産業連関構造調査の事務の流れ〕

事 務 内 容
① 前年度における準備作業 i) 調査計画の大枠の作成 ii) 予算要求（後記10(1)を参照） iii) 関係機関への事前連絡（地方公共団体を対象とする場合など）
② 調査計画の詳細（調査票、調査方法、集計内容等）についての検討
③ 統計法に基づく承認手続（2～3か月を要する。）
④ 調査の実施準備 i) 民間委託する場合には、入札手続等（調査実施の4か月前には手続を開始する必要がある。） ii) 調査対象者の選定、調査対象名簿の作成等 iii) 調査票等関係書類の印刷
⑤ 調査の実施 i) 調査票の発送、回収、督促、疑義照会 ii) 調査対象者からの照会対応
⑥ 調査票の審査・集計

(4) 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

既存資料が得られないデータについて、産業連関構造調査を実施するよりも、効率的かつ代表的な情報が得られるような場合には、業界団体や個々の事業者へのヒアリングすることで、データ不足を補う場合がある。

表2-2 産業連関構造調査一覧（平成23年表）

実施府省庁名	調査の名称	調査対象数	調査の方法		実施時期
			直轄調査	民間委託調査 (注2-13)	
総務省 (政策統括官室) (注2-14)	サービス産業・非営利団体等投入調査	約8,100企業		●	平成24年6月～7月
	企業の管理活動等に関する実態調査	約11,000企業		●	平成24年8月～9月
総務省 (統計局)	通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査	約600企業		●	平成24年8月～9月
内閣府	地方公共団体投入調査	15地方公共団体	○		平成24年8月～12月
財務省	酒類製造業投入調査	37企業	○		平成24年10月～11月
厚生労働省	医療業・社会福祉事業等投入調査	(医療業以外) 1500事業所 (医療業) 900事業所		●	(医療業以外) 平成24年7月 (医療業) 平成25年度前半
農林水産省	農業サービス業投入調査	約180事業所		●	平成24年10～11月
	種苗業(農業)投入調査	約90事業所		●	平成24年10～11月
	花き・花木生産業投入調査	約80事業所		●	平成24年10～11月
	民有林事業投入調査	約150事業所		●	平成24年10～11月
	海面・内水面養殖業投入調査	約120事業所		●	平成24年10～11月
	食品工業投入調査	約400事業所		●	平成24年10～11月
	飼料・有機質肥料製造業投入調査	約35事業所		●	平成24年10～11月
	木材加工業投入調査	約80事業所		●	平成24年10～11月
	農業土木事業投入調査	55(地方農政局、都道府県)	○		平成24年10～11月
	林野公共事業投入調査	45(地方森林管理局、都道府県)	○		平成24年10～11月
経済産業省	鉱工業投入調査	約15,000事業所		●	平成23年7月～10月
	資本財販売先調査	約2,000事業所		●	平成24年9月～10月
	商業マージン調査	約500企業		●	平成25年7月～9月
	輸入品需要先調査	約500企業		●	平成25年7月～9月
国土交通省 (運輸)	内航船舶品目別運賃収入調査	約200事業者	○		平成23年9月～12月
	有料駐車場に関する投入調査	300事業所	○		平成24年5月～7月
	こん包業に関する投入調査	300事業所	○		平成24年5月～7月
	地方公共団体運輸関連施設投入調査	都道府県全数、 市区町村約140	○		平成24年5月～7月
	運輸関連事業投入調査	1,643事業所	○		平成24年9月～11月
国土交通省 (建設)	公共事業工事費投入調査における予備調査	101(地方整備局、地方公共団体等)	○		平成24年4月～5月
	公共事業工事費投入調査	101(地方整備局、地方公共団体等)	○		平成24年8月～11月
	土木工事間接工事費投入調査	147事業所	○		平成24年9月～11月
	土木工事費投入調査	土木工事2,000件の受注元 請け建設業者		●	平成24年12月～平成25 年1月
	独立行政法人等土木工事費投入調査	13独立行政法人等	○		平成24年8月～10月
	建築工事費投入調査	〔非木造用〕 建築工事2,500件の受注元 請け建設業者 〔木造用〕 建築工事500件の受注元請 け建設業者		●	平成25年1月～2月
	不動産業投入調査	約3,000企業		●	平成25年1月～2月

(注2-13) この表において「民間委託調査」とは、調査票の配布、回収、督促、審査又は疑義照会といった、いわゆる「実査」に関する業務の全部又は一部を民間事業者に委託している場合をいう。調査票の印刷、データエントリー又は集計といった業務のみを民間委託し、実査については各府省が直接行っている場合には、「直轄調査」に区分している。

(注2-14) 総務省(政策統括官室)においては、上記調査以外に、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」(新規の試行調査、約1600企業を対象に、平成24年8月から9月にかけて民間委託により実施)についても実施した。

5 計数の推計・調整

前記4までに記載した内容は、産業連関表を作成するための準備作業であり、本項目で説明する内容が、産業連関表の中心となる取引基本表を作成するための、いわば本体作業に該当する。

(1) 推計作業の手順

産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」の作成手順の概略については、図2-1でも示したとおりであるが、国内生産額の推計から、取引基本表の完成に至るまでの流れを改めて整理すると、以下のような手順が必要になる（図2-2を参照）。

① 国内生産額の推計

細品目分類別の国内生産額を推計し、それを積み上げることにより、基本分類別の国内生産額を推計する。これにより、取引基本表の右端（行部門の国内生産額）及び下端（列部門の国内生産額）の金額を確定させる。

② 投入額及び産出額の推計

①で推計した国内生産額を基に、列方向にみた各セル（「セル」とは、取引基本表の各マス目のこと。以下同じ。）の取引額、すなわち、投入額（費用構成）と、行方向にみた各セルの取引額、すなわち、産出額（販路構成）を推計する。

③ 投入額の生産者価格^{（注2-15）}への変換

投入額は、各種投入調査（産業連関構造調査の一部）等から得られた投入比率を用いて推計するが、投入調査等は、商品の購入者に対して行う調査であり、その結果として得られる各商品の購入額は、流通経費である商業マージンや国内貨物運賃を含んでいる。そのため、これら調査から得られた投入比率を参考に推計した各商品の投入額も、商業マージンや国内貨物運賃を含んだ購入者価格^{（注2-15）}になっている。そこで、④に記載する生産者価格調整に対応するため、購入者価格になっている投入額から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を控除し（実務上「皮ハギ」という。以下同じ。）、生産者価格に変換する。

なお、産出額の推計については、商品の生産者に対する調査等を基礎にしていることから、推計の結果として得られる金額は、生産者価格ベースになっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

（注2-15）「生産者価格」とは、いわゆる「蔵出し価格」であり、出荷後の流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃を含まない。これに対して「購入者価格」とは、生産者価格に、出荷後の商業マージン及び国内貨物運賃を加えたものをいう。我が国の取引基本表においては、それぞれの価格による表として、それぞれ「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」を作成している（第1部第2章5(2)ア及び付録第1章6(2)ア・イを参照）

④ 生産者価格調整

②及び③により推計した生産者価格による投入額及び産出額は、それぞれ異なる資料により推計したものである。そのため、取引基本表上の同じセルであっても、投入額として推計した取引額と、産出額として推計した取引額には、一般的に差異が生じる。そこで、両者の取引額について、どちらがより適切なものであるかを比較・調整し、一致させる。

⑤ 購入者価格調整

生産者価格調整の終了後、各行部門の産出構造を参考に、商業マージン及び国内貨物運賃を、

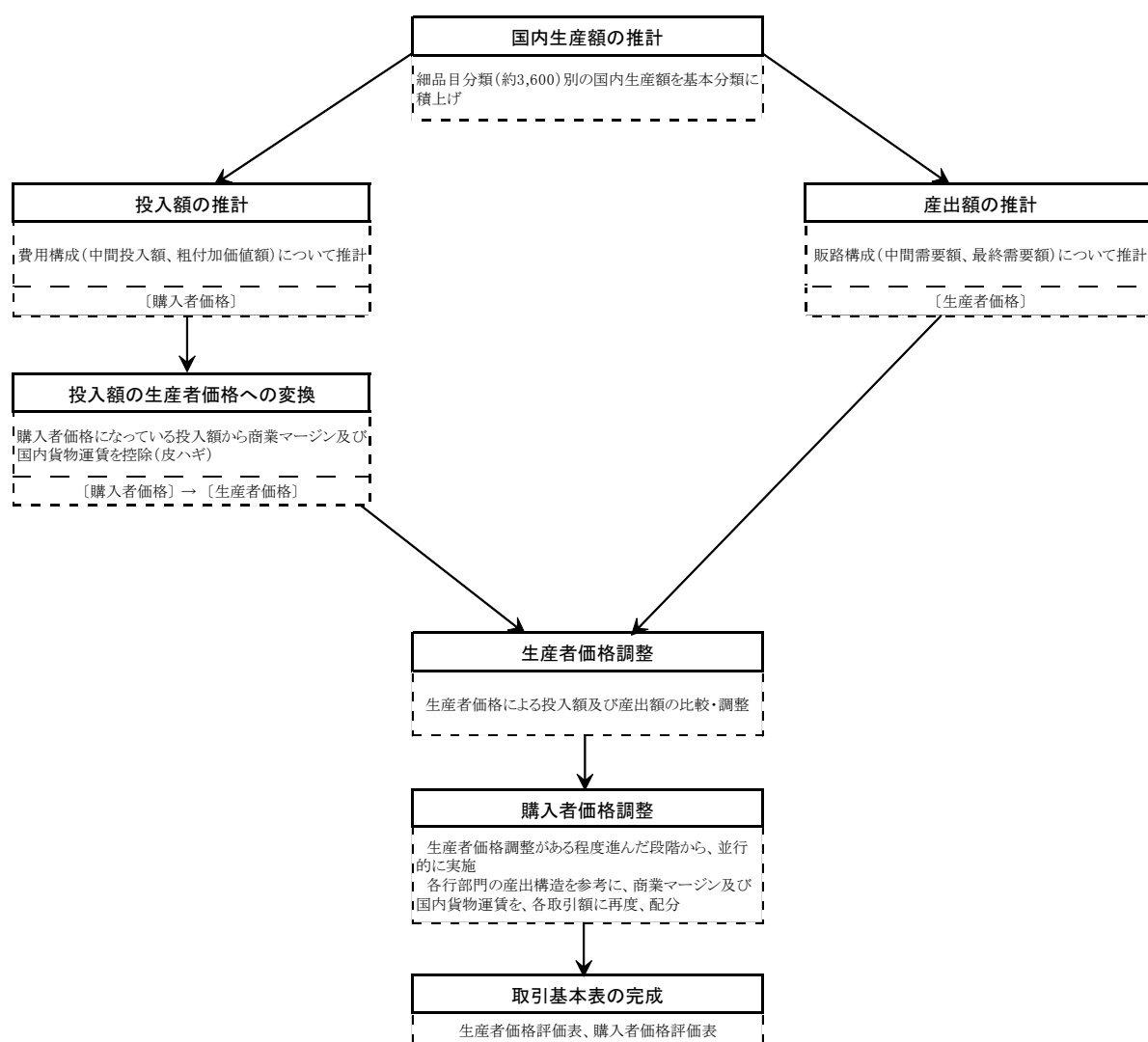
各取引額に再度、配分する。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から生産者価格調整がある程度進んだ段階から、購入者価格調整についても並行的に進めている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

⑥ 取引基本表の完成

生産者価格調整及び購入者価格調整を経て、産業連関表の中核となる取引基本表（「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」）が完成する。

図2-2 推計作業の手順



(2) 国内生産額の推計

ア 総論

部門別の国内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスについて、できる限り細かく分割し、把握した方が、産業連関表の精度向上につながる。そこで、約3,600の細品目分類（いわゆる10桁品目）ごとに推計を行い、これを積み上げて、基本分類の行部門別及び列部門別の国内生産額を推計する。

なお、細品目分類から基本分類までの国内生産額の推計結果については、「部門別品目別国

内生産額表」として、取引基本表とは別に、取りまとめ、公表する。

イ 各論

具体的な部門種別ごとの国内生産額推計についての考え方は、次のとおりである。

なお、平成17年表における各部門の国内生産額の推計方法及び推計基礎資料の詳細については、「平成17年（2005年）産業連関表総合解説編」第4部第10章に記載している。

(ア) 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。

また、例えば、林業、漁業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乗せする。

(イ) 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上する。

(ロ) 中古品

中古品の価格自体は国内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上する。^(注2-16)

^(注2-16) 中古船舶（「鋼船」の一部）については、従前、中古品としては例外的に、貿易統計から推計される取引額自体を輸出部門に計上した上で、同額を国内総固定資本形成にマイナス計上し（屑・副産物のマイナス投入方式と同様の表章方法）、更に、「屑・副産物発生及び投入表」にも計上していた。この取扱いは、かつて、中古船舶の取引額が大きかったことに由来すると考えられる。しかし、平成17年表においては、190億円にまで縮小していることや、中古車等の中古品についても貿易統計に計上されているものの、中古船舶のような扱いをしていないことから、平成23年表においては、中古船舶の例外的な取扱いを取りやめる（「屑・副産物発生及び投入表」への計上も取りやめる。）

(ハ) 中古の建築物

中古の建築物の価格自体は国内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の国内生産額に計上する。

なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

(ニ) サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国内生産額を直接推計する。その際、基本的にサービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は同額となる。^(注2-17)

^(注2-17) サービス関連の部門であっても、「映像・音声・文字情報製作業」（活動内容に映像・音声等のソフトウェアの販売を含むため、その部分については、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる。）など、一部の部門においては、生産者価格と購入者価格が同額にならないものがある。

(ホ) 商業

商業部門の国内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」（付録第1章10(2)アを参照）に相当する額も含まれる。

(キ) 金融 (F I S I M)

金融 (F I S I M) の国内生産額は、次の式により推計する。

〔国内生産額 = 借り手側 F I S I M + 貸し手側 F I S I M〕

借り手側 F I S I M = 貸出残高総額 × (運用利子率 - 参照利子率)

貸し手側 F I S I M = 預金残高総額 × (参照利子率 - 調達利子率)

運用利子率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利子率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利子率 = 参照利子率算出用利息総額 / 参照利子率算出用残高総額

(ク) 生命保険及び損害保険

「生命保険」及び「損害保険」は、次の式で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

〔帰属保険サービス = (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)〕

(ケ) 住宅賃貸料 (帰属家賃)

持家、給与住宅及び寮等 (以下「持家等」という。) の居住に係るサービスを擬制的に計上する「住宅賃貸料 (帰属家賃)」(付録第 1 章 10(4)ウを参照) については、市中の粗賃貸料で評価する。

(コ) 非営利活動 (政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動)

商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供するサービスのよう、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。

取引基本表では、このような政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額によるものとする (第 1 部第 3 章の別表 5 の 4 (1) 及び (2) 並びに付録第 1 章 10(7) を参照)。

(サ) 社会資本に係る資本減耗引当

社会資本に係る資本減耗引当は、一般政府等が所有する社会資本のうち、13 の分野 (道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業 (灌漑施設)、林業 (林道)、漁業、学校施設等、社会教育施設等) の各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出する。

(シ) 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、国内生産額として計上しない (経済センサス活動調査などのように、出荷ベースの統計によって細品目分類ごとの国内生産額を推計する場合には、自家生産・自家消費品の国内生産額を把握する方法がない (出荷されないことから統計に計上されないためである。))。

しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、国内生産額を計上する。計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「産業」として扱うことから (付録第 1 章 5 (3) オ(イ)②を参照)、これに該当する部分のみを計上

する。

(ス) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサス-活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあつては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額 - 売上原価 = 商業マージン額」（商業部門の国内生産額には、このほか、コスト商業に相当する金額も含まれる。）で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出先がなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ国内生産額に復元している（いわゆる「膨らまし」を行う。）。

$$\text{国内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。これを踏まえ、第3部第2章「15 繊維製品」中の織物や衣服に関する部門の「注意点」には、「国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。」と記載している。

なお、海外から生産を委託された場合にも、非製造業からの委託を受けて生産するのと同様の国内生産額の過小評価が発生するため、経済センサス-活動調査のデータを使用して推計する際には留意が必要である。

(セ) 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、国内生産額としては計上しない。なお、再生資源回収・加工処理部門については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する（付録第1章10(3)を参照）。

(ソ) プラントエンジニアリング

「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。

(タ) 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

(チ) 間接税

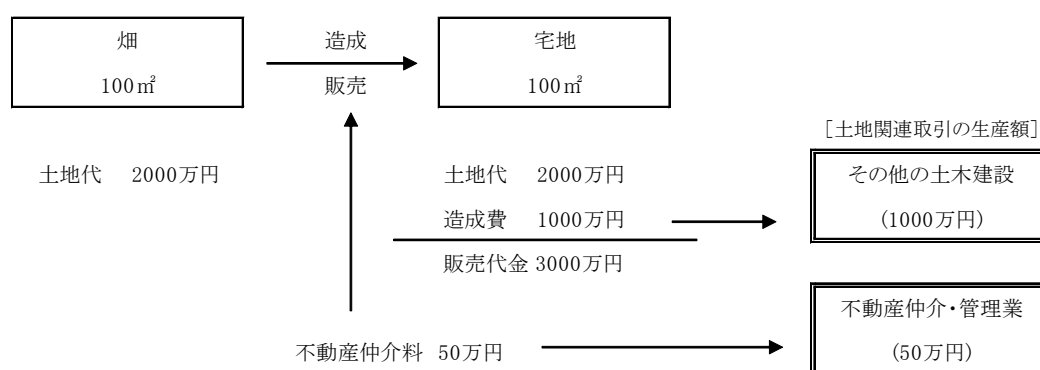
間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の国内生

産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の国内生産額に含む（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。）ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める（第1部第2章5(2)ウを参照）。

(ツ) 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する（図2-3を参照）。

図2-3 土地の取引に係る国内生産額の計算イメージ



ウ 国内生産額推計上の留意点

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに行うものであり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する（図2-1を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると、自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。取引基本表が、行については約500の部門、列については約400の部門にも上る詳細な表であることを鑑みれば、国内生産額の中途変更が、どれほどの影響を与えるかは、容易に想像できる。

このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なもの（このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。）であることから、後記(6)以降に記載する計数調整を開始して以降の変更は、原則として行うべきではない。

そのため、国内生産額の推計作業は慎重に行う必要があり、国内生産額の取りまとめ段階においては、次の観点からチェックを行い、その精度を確保する必要がある。

- ① 1次統計の産業別伸び率や構成比との比較
- ② 前回表及び同年次簡易延長表の国内生産額との比較
- ③ 同年次の国民経済計算の産出額との比較

エ 国内生産額推計の作業手順

(ア) 入力ファイルのデータレイアウト

各府省庁が、国内生産額推計の際に用いる入力ファイルのデータレイアウトは、表2-3

のとおりである（推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表 2－3 国内生産額入力ファイルのデータレイアウト

省庁 コード	分類コード	数 量	単 価	生産額	単 位	名 称
-----------	-------	-----	-----	-----	--------	-----

（注）「分類コード」欄は、列部門の場合は6桁、行部門の場合は7桁、統合品目（付録第1章5(4)の注4－1－6を参照）の場合は8桁、細品目分類の場合は10桁を入力する。

(イ) 作業手順

- ① 各府省庁が、担当する部門について、細品目分類の「数量」及び「単価」（数量や単価のない場合には、「生産額」）の入力を行う。
- ② 総務省が、各府省庁が作成したデータを集約し、国内生産額表を作成・出力する。
- ③ 国内生産額表のチェック・検討の結果、修正の必要がある場合は、該当するデータを修正する。

(3) 投入額推計

ア 投入額推計の基本的な方法

投入額推計とは、列部門（取引基本表のタテ）の国内生産額について、費用構成（粗付加価値構成も含む。）の内訳を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、原材料、燃料等の中間投入及び雇用者所得等の粗付加価値の大枠を推計した上で、細目の推計を行う。

例えば、工業製品の大部分については、まず、経済センサス-活動調査の組替集計結果から、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などを大枠として把握する。次に、原材料統計、生産技術に関する資料や、別途実施した産業連関構造調査等の結果を利用し、細部にわたる経費内訳を推計する。

なお、投入額の第一次推計値については、購入者価格ベースになっていることから、後記(7)記載の生産者価格調整に対応するため、後記(4)に記載する商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格ベースに変換する必要がある。

投入額推計の流れは、おおむね、図2－4のとおりである。

イ 投入額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成17年表の取引基本表のデータを平成23年表の部門分類で組み替えた上で、列部門ごとに、平成17年表において投入があった財・サービス（行部門）の分類コード（「行コード」：7桁）、「行部門名称」及び「投入額」（初期値として0円を入力）を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる投入額入力ファイルのデータレイアウトは、表2－4のとおりである（第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

図 2－4 投入額推計の流れ

- | |
|---|
| ① 経済センサス-活動調査など一次統計の組替集計結果等を利用して、中間投入計、粗付加価値計などの大枠を推計 |
|---|

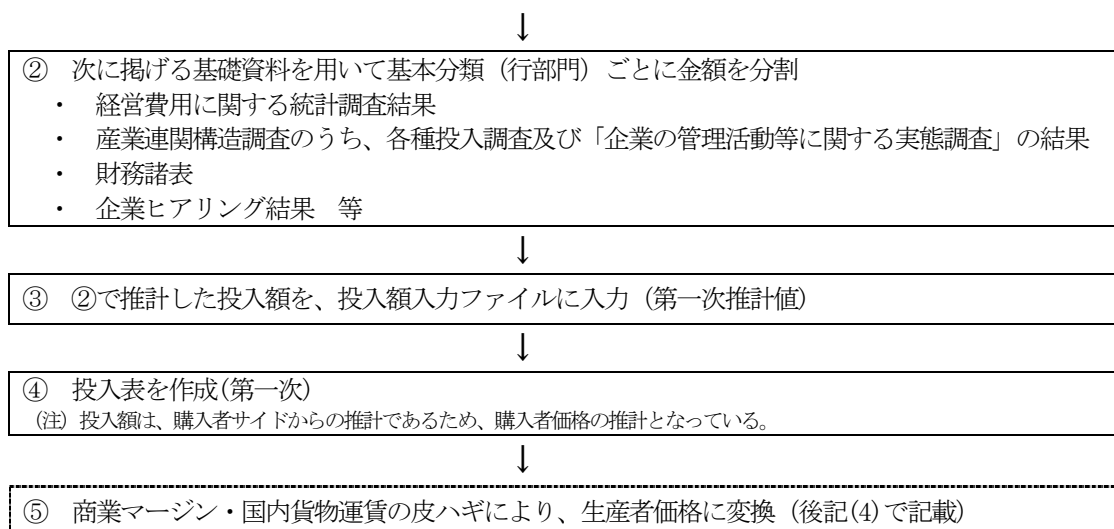


表２－４ 投入額入力ファイルのデータレイアウト

種別	省庁 コード	列コード	列部門名称	行コード	特殊 符号	行部門名称	修正区分	投入額	推計方法
----	-----------	------	-------	------	----------	-------	------	-----	------

〔注１〕「修正区分」欄は、「１」は削除、「２」は追加・新規、「３」は修正とする。

〔注２〕「推計方法」欄は、今回（平成23年表作成時）から追加を予定している項目であり、投入額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、計数調整会議の第１回において行う部門別推計方法の説明を簡素化し、調整作業の効率化に資することを目的としている。

- (イ) 各府省庁において、担当する列部門について、投入した財・サービス（行部門）の追加、削除を行った上で、投入額の入力を行う。なお、投入額の第一次推計値は購入者価格ベースで入力し、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ後は、生産者価格ベースで入力する。

ウ 投入額推計で特殊な扱いをする部門

- (ア) 「商業マージン」及び「国内貨物運賃」

投入額推計に当たっての重要な基礎資料である各種投入調査（産業連関構造調査の一部）は、商品を需要（購入）した側に対する調査として行う。したがって、その結果等を基礎にして推計する投入額の第一次推計値は、購入者価格ベースとなっており、商業マージン及び国内貨物運賃は、いわゆる流通経費として、各商品の投入額に含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されていない。

各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃の投入額については、後記(4)で記載する商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行うことで、暫定的に推計する。

「暫定的」としているのは、皮ハギをした金額を、平成23年表における商業マージン及び国内貨物運賃の額として扱うわけではなく、後記(8)ウに記載する方法により推計した金額をもって、最終的な商業マージン及び国内貨物運賃の額として、置き換えるためである。

- (イ) 「コスト商業」及び「コスト運賃」（付録第１章10(2)を参照）

各列部門の「コスト商業」及び「コスト運賃」に係る投入額は、生産者価格評価表、購入者価格評価表を問わず、各列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門の交点に計上する。

(ウ) 金融部門、自家輸送部門、広告部門等

金融部門、自家輸送部門、広告部門などのように、多くの列部門への産出がなされる行部門に係る投入額については、計数調整の段階では、基本的には、産出側から推計した値を優先する。

(エ) 各列部門における粗付加価値の推計

各列部門における粗付加価値の推計については、投入側からも推計を行うが、基本的には、産出側の担当府省庁が列部門ごとに行う推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(4) 投入額の生産者価格への変換（商業マージン・国内貨物運賃の皮ハギ）

ア 皮ハギの概要

前記(3)の作業で作成した投入表（第一次）は、購入者価格ベースとなっており、各商品の投入額（第一次推計値）には、いわゆる流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃が含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されておらず、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれコスト商業及びコスト運賃のみが計上されている。しかし、取引基本表は、生産者価格で評価することを基本としており（第1部第2章6(1)を参照）、産出表は、第一次推計の段階から、生産者価格ベースになっている。したがって、次の段階の作業である生産者価格調整において、投入額と産出額の双方を生産者価格ベースで比較・調整するためには、投入額を生産者価格に変換しておく必要がある。

そこで、投入表の各取引額から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を機械的に控除する。この作業を、実務上「皮ハギ」と称している。「皮」とは、商品そのものの金額を取引のいわば「本体」と考えたとき、それが流通する過程で付加される商業マージンや国内貨物運賃は、商品を包む「皮」（包装）に相当すると考えられることに由来する用語であり、「皮ハギ」とは、需要者が購入した価格（購入者価格）から、「皮」に相当する流通経費をはぎ取ることで生産者価格を明らかにできることを表現したものである。

なお、皮ハギは、投入表の内生部門の各セルについて行い、各投入額から皮ハギした商業マージン（卸売と小売の2区分）及び国内貨物運賃（鉄道貨物輸送など7区分）については、その列の〔行〕商業部門又は〔行〕運輸部門との交点において、それぞれ「6付き」又は「7付き」のコードの金額として計上する（「6付き」「7付き」という表現とその意味については、付録第1章5(4)エを参照）。

イ 皮ハギの実際

皮ハギの具体的手順については、図2-5のとおりである。なお、図2-5中の手順3（④及び⑤）については、平成23年表の作成に当たり、皮ハギ額の適正化のために新たに加える手順である。

図2-5 投入額（第一次推計値）に関する皮ハギの手順

ここでは、列部門（需要部門）Aと行部門（商品）Bの交点における投入額を例に、皮ハギの手順を説明する。なお、金額は一例として示したものである。

【手順1】前回表（平成17年表）の購入者価格と、商業マージン（2区分）及び国内貨物運賃（7区分）から、前回表ベースの商業マージン率及び国内貨物運賃率を計算する。

【① 前回表の投入表】

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	13,851	5,266	6	825	0	26	7	35	60	51,468

【② 前回表ベースの商業マージン率・国内貨物運賃率】（前回表の商業マージン額及び国内貨物運賃額を、前回表の購入者価格で除したもの）

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	0.269119	0.102316	0.000117	0.016029	0.000000	0.000505	0.000136	0.000680	0.001166	

【手順2】今回（平成23年表）推計した投入額の第一次推計値（購入者価格）に、②で計算した各区分の率を乗じて、暫定の商業マージン額及び国内貨物運賃額を計算する。

【③ 今回表における商業マージン・国内貨物運賃の暫定額】（第一次推計値である購入者価格が60,000の場合）

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格 （第一次推計値）
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	16,147	6,139	7	962	0	30	8	41	70	60,000

【手順3】③で計算した商業マージン額及び国内貨物運賃額は、前回表における購入者価格と、商業マージン額及び国内貨物運賃額との比率を基礎としている。そこで、前回表における各区分の国内生産額と、今回表における各区分の国内生産額の比率（伸び率）により、③で計算した金額を補正する。

【④ 前回表及び今回表における商業マージン及び国内貨物運賃の各区分の国内生産額】

	商業マージン		国内貨物運賃							
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
平成17年国内生産額	卸CT17	小CT17	鉄CT17	道CT17	沿CT17	港CT17	航CT17	利CT17	倉CT17	
平成23年国内生産額	卸CT23	小CT23	鉄CT23	道CT23	沿CT23	港CT23	航CT23	利CT23	倉CT23	

（注1）「卸CT17」とは、前回表における「卸売」のCT（コスト商業に相当する額を除く。）を意味する。「小売」においても、同様の意味である。

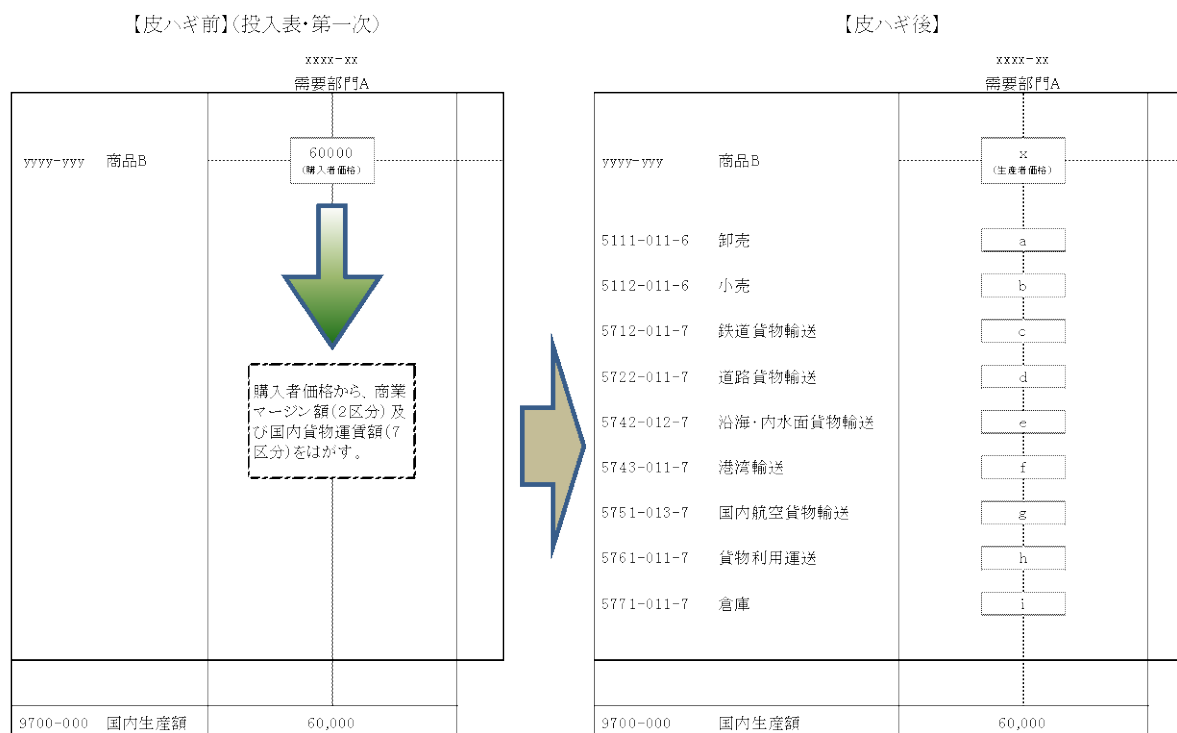
（注2）「鉄CT17」とは、前回表における「鉄道貨物輸送」のCT（コスト運賃に相当する額を除く。）を意味する。他の国内貨物運賃の区分においても、それぞれ同様の意味である。

【⑤ 各区分ごとに、③で計算した金額に、前回表における国内生産額に対する今回表における国内生産額の比率を乗じる。これにより、皮ハギの金額を確定する。】

皮ハギする金額						皮ハギした金額の計上先	
商業マージン	卸売	16,147	×	卸CT23 / 卸CT17	=	a	→ 需要部門A列の「卸売」の6付きコードに計上
	小売	6,139	×	小CT23 / 小CT17	=	b	→ " 「小売」の6付きコードに計上
国内貨物運賃	鉄道	7	×	鉄CT23 / 鉄CT17	=	c	→ " 「鉄道貨物輸送」の7付きコードに計上
	道路	962	×	道CT23 / 道CT17	=	d	→ " 「道路貨物輸送」の7付きコードに計上
	沿海	0	×	沿CT23 / 沿CT17	=	e	→ " 「沿海・内水面貨物輸送」の7付きコードに計上
	港運	30	×	港CT23 / 港CT17	=	f	→ " 「港湾輸送」の7付きコードに計上
	航空	8	×	航CT23 / 航CT17	=	g	→ " 「国内航空貨物輸送」の7付きコードに計上
	利用運送	41	×	利CT23 / 利CT17	=	h	→ " 「貨物利用運送」の7付きコードに計上
	倉庫	70	×	倉CT23 / 倉CT17	=	i	→ " 「倉庫」の7付きコードに計上

【⑥ 結論】 60,000 - (a+b) - (c+d+e+f+g+h+i) = x
購入者価格 商業マージン 国内貨物運賃 生産者価格

以上の手順について、皮ハギの前後を表の形式で表すと、次のようになっている（実際には、この作業を、投入表の内生部門の各セルについて行う。）。



(5) 産出額推計

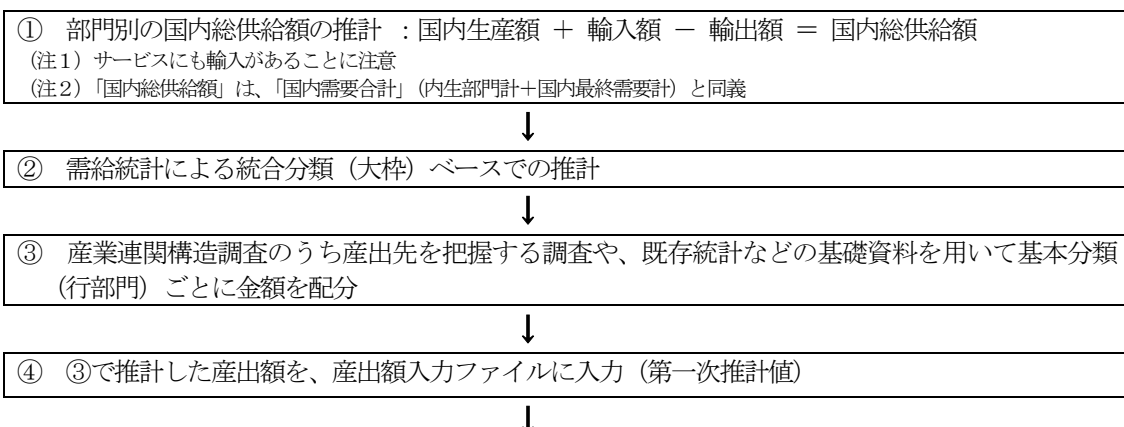
ア 産出額推計の基本的な方法

産出額推計とは、行部門（取引基本表のヨコ）別の国内生産額について、どの中間需要部門又は最終需要部門に対して販売されたのかといった販路構成の内訳額を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、まず、部門別の国内生産額に輸入額を加えたものを「総供給額」とし、これから輸出額を差し引いたものを「国内総供給額」とする（ただし、輸出入の金額を詳細に把握できるのは、専ら、財についてであり、サービスについては、詳細なデータが不足している。）。この国内総供給額を、細品目分類ごとの商品特性に応じて、各種の需給統計を利用して、各需要部門に配分していく。

産出額推計の流れは、おおむね、図2-6のとおりである。

図2-6 産出額推計の手順



⑤ 産出表を作成(第一次)

(注) 産出額は、当初から生産者価格ベースになっているため、投入額のように皮ハギの必要はない。

イ 産出額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成17年表の取引基本表のデータを平成23年表の部門分類で組み替えた上で、行部門ごとに、平成17年表において産出があった部門（列部門）の分類コード（「列コード」：6桁）、「列部門名称」及び「産出額」（初期値として0円を入力）を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる産出額入力ファイルのデータレイアウトは、表2-5のとおりである（第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表2-5 産出額入力ファイルのデータレイアウト

種別	省庁コード	行コード	特殊符号	行部門名称	列コード	列部門名称	修正区分	産出額	推計方法
----	-------	------	------	-------	------	-------	------	-----	------

(注1)「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

(注2)「推計方法」欄は、今回（平成23年表作成時）から追加を予定している項目であり、産出額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、計数調整会議の第1回において行部門別推計方法の説明を簡素化し、調整作業の効率化に資することを目的としている。

(イ) 各府省庁において、担当する行部門について、産出した財・サービス（列部門）の追加、削除を行った上で、産出額の入力を行う。なお、産出額は、商品の生産者に対する調査等を基礎にして推計することから、推計の結果として得られる金額は、当初から、生産者価格ベースになっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

ウ 産出額推計で特殊な扱いをする事項

(ア) 金融のF I S I M

平成17年表までの金融の「帰属利子」は、68SNA（国際連合が1968年（昭和43年）に採択した国民経済計算の体系をいう。以下同じ。）に基づき、貸出残高に応じて内生部門にのみ配分し（家計との取引については、住宅ローンを「住宅賃貸料（帰属家賃）」に配分）、本来、最終需要に産出すべき金額については、「分類不明」との交点に計上していた。しかし、今回のF I S I Mの導入により、内生部門のほか、「家計消費支出」や「一般政府消費支出」に対しても産出する（第1部第3章別紙2①及び付録第1章10(4)の注4-1-19を参照）。

(イ) 生命保険及び損害保険

「生命保険」については、その全てを「家計消費支出」に産出する。「損害保険」については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

(ウ) 住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等に係る「住宅賃貸料（帰属家賃）」の産出先は、ほぼ全額が家計消費支出であるが、介護保険を利用した住宅改修費の介護保険給付分のみは、「中央政府個別的消費支出」に産出する（付録第1章10(4)ウを参照）。

(エ) 広告料金収入

「民間放送」、「新聞」及び「出版」等における広告料金収入は、屑・副産物ではないものの、「トランスファー方式」により、それを一旦、主生産物部門である「広告」へ産出した後、「広告」から各需要部門へ産出する（付録第1章10(3)の注4－1－18を参照）。

(オ) 屑・副産物（付録第1章10(3)を参照）

① 屑・副産物は、原則として「マイナス投入方式（ストーン方式）」により記述することから、競合部門と当該屑・副産物が発生する列部門との交点はマイナス値で、当該屑・副産物を投入する列部門との交点はプラス値で計上する。また、平成17年表以降では、[列]「再生資源回収・加工処理」には、回収・加工に係る経費のみを計上することとしたことから、[行]「再生資源回収・加工処理」は、屑・副産物が投入される列部門との交点に産出する。

② 農産物及び食料品部門は、「一括方式」により、本来の生産物と屑・副産物として発生する生産物とを区別せず、一括して各需要部門に産出する。

(カ) 政府サービス生産者・対家計民間非営利サービス生産者に関する部門

産業又は家計から支払われた個別の料金相当額は、その負担部門（中間需要又は家計部門）に計上し、残りの額を、一般政府消費支出部門又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

中央及び地方政府の一般的な行政活動を内容とする「公務」の産出先は、ほとんどが中央又は地方政府の集散的消費支出とする（第1部第3章別表5の4(1)及び(2)を参照）

(キ) 普通貿易

普通貿易については、輸出入とも貿易統計の組替集計の結果を採用する（輸入については、後記(8)エを参照）。

ただし、輸出については、FOB価格（本船渡し金額）のため、国内の生産地から輸出港（又は空港）に到達するまでの商業マージン及び国内貨物運賃を含んでいる。そこで、FOB価格から、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。一方、輸入については、CIF価格であり、国内に流通する前段階の金額であることから、生産者価格に相当するものであり、輸出の場合のような変換処理は必要ない。

なお、取引額は、一般的に、まず、生産者価格を推計し、その後、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して購入者価格を求めるが、普通貿易の取引額については、購入者価格が貿易統計の組替集計と一致する必要があるため、一般的な取扱いとは逆に、まず、購入者価格を推計した上で、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して生産者価格を求める。

(ク) 輸出入以外の最終需要の推計

家計消費部門や在庫純増部門、国内総固定資本形成部門など、輸出入以外の最終需要部門については、産出側からも推計を行うが、基本的には、投入側からの推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(ケ) 社会資本に係る資本減耗引当

資本減耗引当の計上は、所有者主義に基づいて計上することとしていることから、社会資本に係る資本減耗引当については、原則として「公務」などの政府サービス生産者（★★）に産出する。

(6) 計数調整作業（その１：総論）

ア 計数調整作業の概要

投入額と産出額は、それぞれ別々の基礎資料を用い、推計方法も異なる。そのため、同じセルであっても、投入側から推計した金額及び産出側から推計した金額は、当初は一般的に異なっている。計数調整作業は、取引基本表のセルの一つ一つについて、列方向から推計した担当者と行方向から推計した担当者とが相対し、それぞれが推計した投入額及び産出額について、推計方法の妥当性等の観点から協議し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させていく作業であり（注2-18）、これにより、最終的には、投入と産出のバランスがとれた一つの取引基本表が完成する。

計数調整作業には、大きく分けて、併記リストによる「生産者価格調整」と、調整リストによる「購入者価格調整」の二つがあり、このうち「生産者価格調整」にあつては、計数調整のための大規模な会議（以下「計数調整会議」という。）を開催する。なお、取引基本表と各種付帯表との間の計数調整も別途行う。

計数調整作業のおおまかな流れについては、図2-7のとおりである。

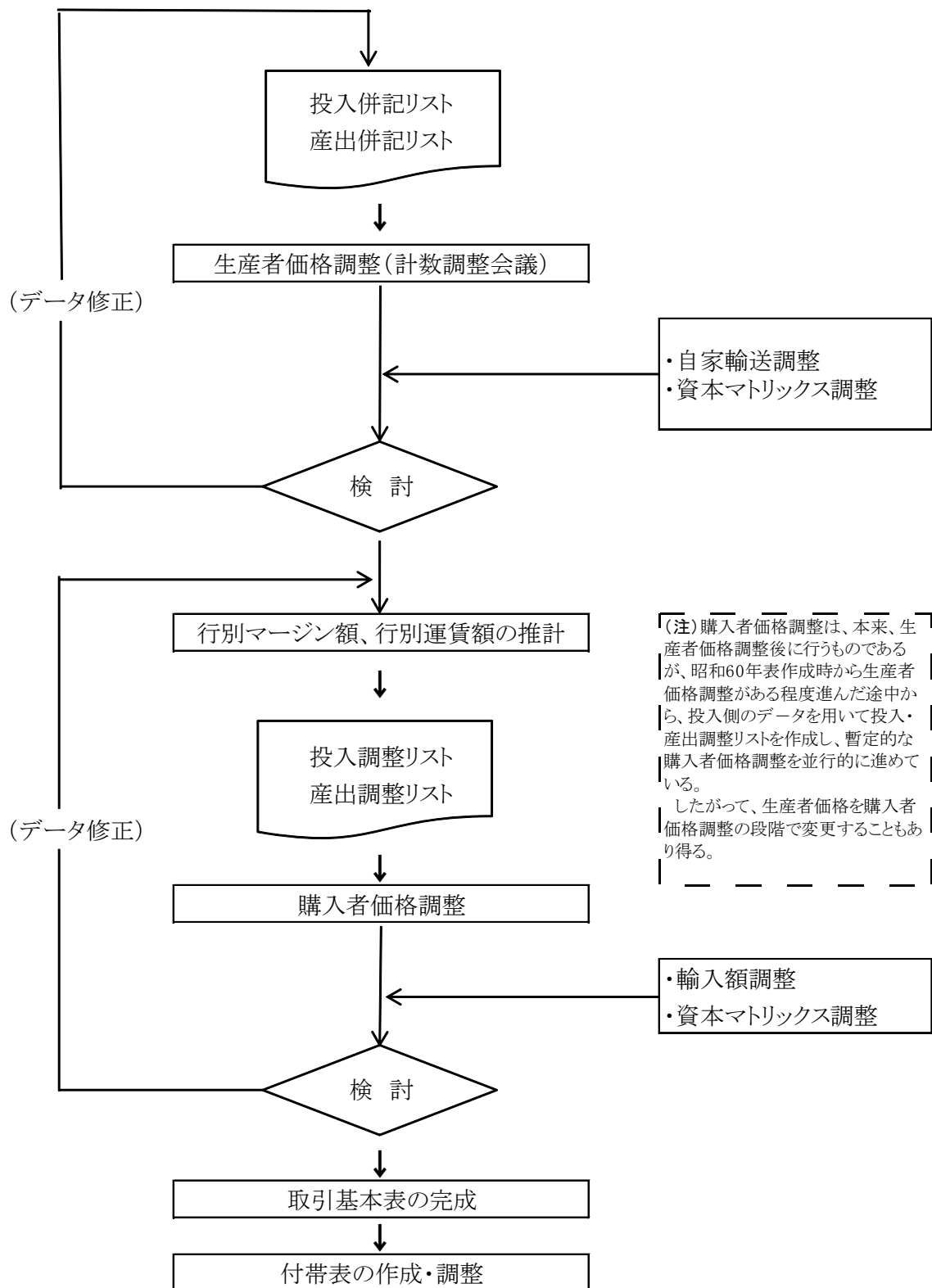
（注2-18）前記(2)ウに記載したとおり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計するものである。したがって、計数調整の開始後に国内生産額を変更すると、当該部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。したがって、計数調整作業の開始後における国内生産額の変更は、原則として行うべきではない。

イ 基礎統計の信頼度

計数調整作業の際には、推計の基礎となった統計の信頼度が問題になるが、一般的には、情報のカテゴリー別に、次のような順でデータの優先順位を考えている。なお、ここで「一般的」としているのは、資料を個別に見た場合に、業務統計であっても、貿易統計や自動車登録台数、電力需要のように、優先順位の高い情報があるからである（以下の②及び④については、標本数だけでなく、精度設計についても信頼度を測る目安になると考えられる。）。

- ① 定期的に行われる統計調査（全数調査）の結果
- ② 定期的に行われる統計調査（大規模標本調査）の結果
- ③ 産業連関構造調査の結果
- ④ 定期的に行われる統計調査（①②以外の調査）の結果
- ⑤ 業務統計、業務資料（政府・独立行政法人・特殊法人等）
- ⑥ 不定期に行われる統計調査の結果
- ⑦ 業務統計、業務資料（民間）
- ⑧ ヒアリング結果その他の情報

図2-7 計数調整作業の流れ



(7) 計数調整作業（その２：生産者価格調整）

ア 個々のセルについて、投入額と産出額（いずれも生産者価格）を併記したリストを作成し、両者が一致するまで繰り返し調整作業を行う。（注２－19）

一般的には、投入額推計のためのデータに比べ、産出額推計のためのデータが乏しいなど推計基礎資料の制約が見られることから、生産者価格調整においては、主として、投入額のデータに計数調整の際の主導的な役割を与えることが多い（前記(3)ウ(ウ)及び(エ)のように、産出側から推計した金額を優先する、又は、基礎にする部門もある。）。

（注２－19）調整の最終段階で残っている誤差について、機械的にバランス調整を図る手法（以下「機械調整」という。）も考えられる。過去においては、平成12年表の速報段階でのみ用いられたことがあるが、平成23年表では、その際の経験等も踏まえ、次の理由などから、採用しない方向である。

- ① 機械調整を行うに当たっては、全部門一律に機械調整の対象とするわけではなく、機械調整の対象にしない部分（計数調整会議により調整した取引額を最終値とする部分）の設定も必要になるが、この設定基準の作成が難しい。
- ② 人手による調整の場合、変動させた金額とその理由を確認しながら進めることができるが、機械的バランス調整の場合、文字通り、機械的に一括処理してしまうため、どのセルがどのように変動したのかが分かりにくく、また、変動理由が説明できない。
- ③ 機械的バランス調整を行う前提として、相当部分の調整を終えていることから、最後まで人手で行っても、作業量としてそれほど差が認められない。

イ 併記リストは、次の２種類のものを用意する。平成23年表の推計に当たって用いる予定の様式イメージについては、図２－８を参照。

① 投入併記リスト

列部門ごとに、当該列部門担当者（当方）が推計した投入額推計値と、各行部門担当者（相手方）が推計した当該列部門への産出額推計値とを併記したもの。

② 産出併記リスト

行部門ごとに、当該行部門担当者（当方）が推計した産出額推計値と、各列部門担当者（相手方）が推計した当該行部門の投入額推計値とを併記したもの。

図２－８ 併記リストの様式イメージ

① 投入併記リスト

*** 投入併記リスト ***

yyyy/mm/dd

page=1

府省庁 列コード 列部門名称			投入部門の推計			産出部門の推計			差額	差率	(参考情報)				
府省庁	行コード	行部門名称	金額 ①	投入 係数	推計 方法	金額 ②	投入 係数	推計 方法	①－②	①／②	参考試算値		ハガシ額		産出部門 CT-TOTAL
											金額	投入 係数	マージン	運賃	
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇													
	YY	aaaa-aaa													
	YY	bbbb-bbb													
	YY	cccc-ccc													
	ZZ	dddd-ddd													
	XX	eeee-eee													
	...														
	5111-011-6	卸売													
	5712-011-7	鉄道貨物輸送													
	.														
99	9700-000	国内生産額													
99	9995-000	TOTAL													
99	9998-000	CT-TOTAL													

・国内生産額は、列部門のものを表章

・TOTAL＝Σ投入部門推計値 又はΣ産出部門の推計値、又はΣ試算値

・CT-TOTAL＝国内生産額－TOTAL

・差額＝自分の推計値－相手の推計値

・差率＝自分の推計値／相手の推計値（小数第6位まで表章）

・産出部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL（現状）

・投入係数＝各部門の投入額／国内生産額（小数第6位まで表章）

・表例は、府省庁コード＞行部門コードの順

・1（列）部門1シート、1府省庁1ファイル

・ページはファイル内通し番号

（注１）「参考試算値」欄の「金額」とは、前回表における各部門の投入構造及び産出構造が、今回表（平成23年表）でも全く変化がないと仮定した場合の金額を計上する。しかし、最新の投入構造及び産出構造が反映されていないため、あくまで「参考」として扱うべきものである。

② 産出併記リスト

ウ 計数調整会議の実施

また、計数調整会議の結果、投入額又は産出額に変更が生じた場合は、それぞれの修正データを作成し、期限内に総務省へ提出する。その際には、投入額の修正の場合には表 2-3、産出額の修正の場合には表 2-4 に示した各入力ファイルに入力して、総務省に提出する。

回次	期 間	日数
1	平成20年 2月12日 (火) ～15日 (金)	4
2	3月10日 (月) ～13日 (木)	4
3	4月7日 (月) ～10日 (木)	4
4	5月13日 (火) ～16日 (金)	4
5	6月3日 (火) ～5日 (木)	3
6	6月19日 (木) ～20日 (金)	2

31

(8) 計数調整作業（その3：購入者価格調整）

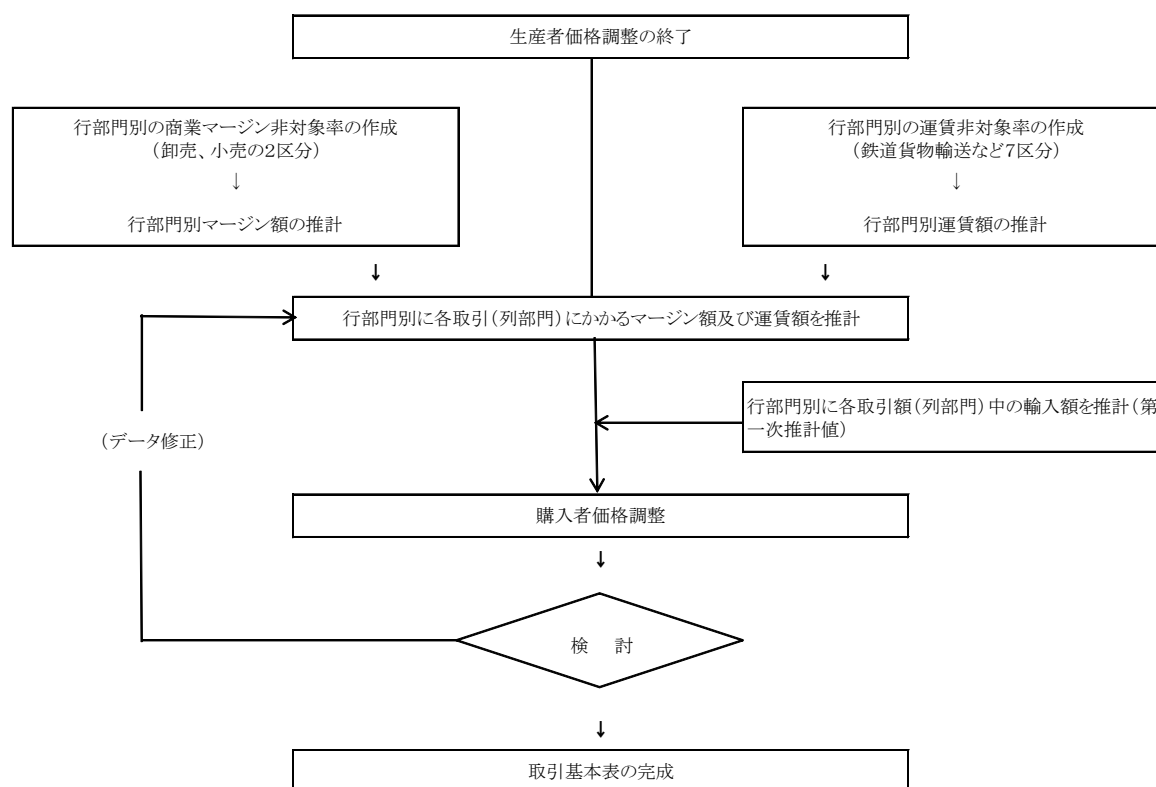
ア 購入者価格調整は、生産者価格調整によって決定した各セルの取引額に、商業マージン額及び国内貨物運賃額を再度、配分して、購入者価格を決定する作業である。また、購入者価格調整に並行して、生産者価格の内数である輸入額の配分（輸入品の需要先推計）を行う。

具体的には、図2-10に示す調整リストを作成し、各セルにおける輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格について調整がとれるまで（つまり、取引額、輸入額、商業マージン額及び国内貨物運賃額のそれぞれについて、投入額と産出額が一致し、かつ、各国内生産額と一致するまで）、繰り返し調整作業を行う。購入者価格調整の流れは、おおむね図2-9のとおりである。

また、生産者価格調整は、行部門及び列部門の担当者が相対して、各セルの取引額を一致させるという計数調整会議により行うが、購入者価格調整は、主たる内容が、商業マージン額及び国内貨物運賃額の配分作業を行うものであるから、生産者価格調整の際のような大規模な会議の形式はとらない。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から生産者価格調整がある程度進んだ途中から、投入側のデータを用いて投入・産出調整リストを作成し、暫定的な購入者価格調整を並行的に進めている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

図2-9 購入者価格調整の流れ



イ 調整リストは、次の2種類のものを用意する。平成23年表の推計に当たって用いる予定の様式イメージについては、図2-10を参照。

① 投入調整リスト

列部門ごとに、投入品目別（つまり行部門別）の生産者価格、輸入（生産者価格の内数）、商業マージン（2区分）、国内貨物運賃（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

② 産出調整リスト

行部門ごとに、産出先別（つまり列部門別）の生産者価格、輸入（生産者価格の内数）、商業マージン（2区分）、国内貨物運賃（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

図2-10 調整リストの様式

① 投入調整リスト

投入調整リスト

yyyy/mm/dd

page=1

府省庁	列コード	列部門名称	生産者価格	商業		国内貨物運賃								購入者 価格
府省庁	行コード	行部門名称	輸入 (内数)	卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫	計	
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇												
YY	aaaa-aaa	〇〇〇〇												
YY	bbbb-bbb	〇〇〇〇												
YY	cccc-ccc	〇〇〇〇												
ZZ	dddd-ddd	〇〇〇〇												
XX	eeee-eee	〇〇〇〇												
	...													
	5111-011-6	卸売												
	5712-011-7	鉄道貨物輸送												
	.													
	.													
99	9700-000	国内生産額												
99	9995-000	TOTAL												
99	9998-000	CT-TOTAL												

・国内生産額は、列部門のものを表章

・TOTAL＝各項目の合計値

・CT-TOTAL＝国内生産額－TOTAL

・表例は、府省庁コード＞行部門コードの順

・1(列)部門1シート、1府省庁1ファイル

・ページはファイル内通し番号

② 産出調整リスト

産出調整リスト

yyyy/mm/dd

page=1

府省庁		行コード	行部門名称	生産者価格	商業		国内貨物運賃							購入者 価格	
府省庁	列コード	列部門名称		輸入 (内数)	卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計
XX	XXXX-xxx	〇〇〇〇													
YY	AAAA-AA	〇〇〇〇													
YY	BBBB-BB	〇〇〇〇													
YY	CCCC-CC	〇〇〇〇													
ZZ	DDDD-DD	〇〇〇〇													
XX	EEEE-EE	〇〇〇〇													
	.														
	.														
	.														
	.														
99	9700-00	国内生産額													
99	9995-00	TOTAL													
99	9998-00	CT-TOTAL													

・国内生産額は、行部門のものを表章

・TOTAL＝各項目の合計値

・CT-TOTAL＝国内生産額－TOTAL

・表例は、府省庁コード＞列部門コードの順

・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル

・ページはファイル内通し番号

ウ 商業マージン額及び国内貨物運賃額の推計

購入者価格調整では、行部門ごとに推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額を、生産者価格となっている各セルに、配分・上乘せする。そのため、ここで推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額が、生産者価格調整の前段階において暫定的に皮ハギした商業マージン額及び国内貨物運賃額（前記(4)を参照）と異なる場合には、計数調整の影響を与える場合がある。

なお、基本分類及び統合小分類ベースの取引基本表では、商業マージンについては2区分（卸売、小売）、国内貨物運賃については7区分（鉄道貨物輸送など。後記(イ)①を参照）で表

章するが、これら商業マージン及び国内貨物運賃について、それぞれ合算して、統合中分類ベースで行列表にしたものが「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である（注2-20）。これにより、個々の取引に伴う（取引基本表上の個々のセルにおける）流通経費が、どれだけ必要であったのかを一覧で読み取ることができる（取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係については、図2-11を参照）。

（注2-20）「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」は、平成17年表まで、付帯表の一つとして位置付けられていたが、取引基本表（基本分類及び統合小分類）で表章する金額を、単に統合中分類に集計したものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統合中分類表の一つとして位置付けを改める。この位置付けの変更は、後記エで記載する「輸入表」についても同様である。

図2-11 取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表の関係

① 購入者価格評価表（ひな型）

		中間需要					最終需要	需要合計	控除		国内生産額
		A	B	C	商業	運輸	………		商業マージン	国内貨物運賃	
中間投入	A			30 (5+5)							
	B	55 (10+5)	55 (10+5)	90 (12+8)	70 (18+12)	15 (3+2)	125 (17+8)	410	-70	-40	300
	C		165 (35+20)								
	商業		0					0	900	0	900
	運輸		0					0	0	700	700
粗付加価値	………		………	………							
国内生産額			50								300

（注）（ ）内は、（商業マージン＋国内貨物運賃）であり、購入者価格の内数である。これらを抜き出して統合中分類で一覧表にしたのが、「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である。

② 商業マージン表（ひな型）

		中間需要					最終需要	合計
		A	B	C	商業	運輸	………	
中間投入	A			5				
	B	10	10	12	18	3	17	70
	C		35					
	商業		-50					-900
	運輸		0					
合計			0					0

③ 国内貨物運賃表（ひな型）

		中間需要					最終需要	合計
		A	B	C	商業	運輸	………	
中間投入	A			5				
	B	5	5	8	12	2	8	40
	C		20					
	商業		0					0
	運輸		-30					-700
合計			0					0

（ア）商業マージン額の推計（計算方法のイメージについては、図2-12を参照）

① 卸売・小売別商業マージン総額の推計

経済産業省が、経済センサス活動調査及び法人企業統計調査（マージン率）の結果から、「卸売」及び「小売」の商業マージン総額を推計する（図2-12の手順1）。（注2-21）

（注2-21）商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、「国内貨物運賃」の国内生産額として処理する。

② 行部門別商業マージン額の推計

①と同様の資料により、「卸売」「小売」それぞれの商業マージン総額を、まず、大まかな商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に、「行部門別商業マージン額」（以下「行別マージン額」という。）を推計する（図2-12の手順2）。

図2-12 商業マージンの計算イメージ（医薬品に関する小売マージンを想定した簡易な例）

【手順1】商業マージン総額の推計

【手順2】商業マージン総額を行部門別に分解（行別マージン額を求める。）

行部門	小売マージン
AAA	xxxx
BBB	yyyy
...	
医薬品	300・・・A
...	
CT	

《取引基本表（購入者価格調整前の生産者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	5	80	160	5	45	0	295
...							
CT	1000						

→ B

→ 一度ハギで求めた商業マージンの暫定的な推計値

【手順3】医薬品について、マージンがかからない取引の割合(%) (=商業マージン非対象率)の作成

中間需要				最終需要
医薬品	病院	薬局	学校	家計
95%	50%	20%	10%	0%

・・・C

0% = すべての取引にマージンがかかる。
100% = すべての取引にマージンがかからない。

【手順4】取引基本表の金額(B)に、「1-商業マージン非対象率(C)」を乗じて、取引額ごとに、マージンがかかる取引額(D)を求め、それを行部門で合算する(E)。

中間需要				最終需要
医薬品	病院	薬局	学校	家計
16	150	240	9	70

→ D

計	485・・・E
---	---------

【手順5】DのEに対する比率で医薬品のマージン額(300・・・A)を案分する。

中間需要				最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計	
10	93	148	6	43	300

【手順6】手順5で推計した金額を取引基本表の医薬品の各取引額に上乗せする。

《取引基本表（購入者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	(控除)マージン	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計			
AAA								
BBB								
...								
医薬品	320	393	448	16	113	10	-300	1000
商業	0	0	0	0	0	0	300	300
...								
CT	1000							

《取引基本表（最終的な生産者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	10	93	148	6	43	0	300
...							
CT	1000						

③ 商業マージン非対象率の作成

商品の取引について、そのすべてに商業マージンがかかるとは限らないし、また、どの取引においてもマージン率が一定であるとも限らない。そこで、各商品の担当府省庁において、経済センサス-活動調査の結果や各種の資料・情報等に基づいて、各商品（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれどの程度の取引が、商業マージンのかからない取引であるのかを推計し、「商業マージン非対象率」（商業マージンのかからない取引の比率をいう。例えば、商業マージンが全くかからない場合が100パーセント、すべての取引に商業マージンがかかる場合には0パーセント）を作成する（図2-12の手順3）。

取引先によって商業マージン非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費
 - b 自社他工場消費
 - c 他社直売・卸売についての小売直売
 - d 割引マージン率の有無
 - e リベートの有無
 - f 流通系統の違い
 - g 多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無
- ④ 各商品（行部門）の各取引額に「1-商業マージン非対象率」を乗じて、各取引額のうち商業マージンがかかる金額（i）（図2-12の手順4のD）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別商業マージン対象取引額」（ii）（図2-12の手順4のE）を求める。
- ⑤ ④で計算した（i）の（ii）に対する比率で、②の行別マージン額を案分し、各商品（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）を推計する（図2-12の手順5）。
- ⑥ ⑤で計算した各商品（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の取引別商業マージン額を、統合中分類で集計したものが「商業マージン表」である。

(イ) 国内貨物運賃額の推計（計算方法のイメージについては、図2-12で示した商業マージンの場合とおおむね同様である。）

① 運輸部門の国内生産額の推計

国土交通省が、次に掲げる7区分別に貨物運賃総額（生産者価格評価表における運輸部門の国内生産額。コスト運賃を含む。）を推計する。

- i) 鉄道貨物輸送
- ii) 道路貨物輸送
- iii) 沿海・内水面貨物輸送
- iv) 港湾運送
- v) 国内航空貨物輸送
- vi) 貨物利用運送

vii) 倉庫

② 行部門（輸送する商品）別貨物運賃額の推計

7区分の貨物運賃総額のそれぞれについて、どのような商品がどのような輸送機関によって輸送されたかを勘案しながら、まず、大きく商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に、行部門別の貨物運賃総額を推計する。

③ コスト運賃額の分離

行部門別の貨物運賃総額から、別途推計した行部門別のコスト運賃額を控除し、「行部門別国内貨物運賃額」（以下「行別運賃額」という。）を推計する（注2-22）。

（注2-22）貨物運賃総額からコスト運賃額を控除した国内貨物運賃額が、特殊符号（第1部第2章4（4）及び付録第1章5（4）エを参照。）の「7」が付される「国内貨物運賃」である。なお、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、「国内貨物運賃」の国内生産額として処理する。

④ 運賃非対象率の作成

商品の取引について、そのすべてに運賃がかかるとは限らないし、また、どの取引においても運賃率が一定であるとも限らない。そこで、各商品の担当府省庁において、各商品（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれどの程度の取引が、運賃のかからない取引であるのかを推計し、「運賃非対象率」（運賃のかからない取引の比率をいう。例えば、運賃が全くかからない場合が100パーセント、すべての取引に運賃がかかる場合には0パーセント）を作成する（図2-12の手順3に相当）。

取引先によって運賃非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費分の有無とその割合
- b 自家輸送分の割合
- c パイプライン輸送の有無
- d 輸送距離の長短
- e 割引運賃の適用の有無

⑤ 各商品（行部門）の各取引額に「1－運賃非対象率」を乗じて、各取引額のうち運賃がかかる金額（i）（図2-12の手順4のDに相当）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別運賃対象取引額」（ii）（図2-12の手順4のEに相当）を求める。

⑥ ⑤で計算した（i）の（ii）に対する比率で、③の行別運賃額を案分し、各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）を推計する（図2-12の手順5に相当）。

⑦ ⑥で計算した各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額を、統合中分類で集計したものが「国内貨物運賃表」である。

エ 輸入品の需要先推計

(ア) 概要

生産者価格調整は、国産品と輸入品の区分をすることなく、行部門ごとに両者の合計で行う。しかし、購入者価格調整に入る段階では、商品（行部門）別の輸入額について、需要先（列部門）別に推計し、配分する。推計は、「普通貿易」、「特殊貿易」、「直接購入」、「関税」及び「輸入品商品税」のそれぞれについて、各行部門別に、どの列部門に需要があったかを推計する。具体的な作成方法は、後記(イ)記載のとおりである。

なお、輸入額は、基本分類及び統合小分類ベースの取引基本表では、各取引額の内数として、普通貿易、特殊貿易、直接購入、関税及び輸入品商品税の合計額を表章するが、これのみを抽出して、統集中分類ベースで行列表にしたものが「輸入表」である^(注2-23)。これにより、どのような輸入品が、どの部門で、どれだけ需要されているのかを一覧で読み取ることができる（取引基本表と輸入表の関係については、図2-13を参照）。

(注2-23)「輸入表」は、平成17年表まで、付帯表の一つとして位置付けられていたが、取引基本表（基本分類及び統合小分類）に表章する金額を、単に統集中分類に集計したものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統集中分類表の一つとして位置付けを改める。この位置付けの変更は、前記ウで記載した「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」と同様である。

図2-13 取引基本表と輸入表との関係

① 生産者価格評価表(ひな型)

	中間需要				最終需要				国内生産額
	A	B	C	D	消費	投資	輸出 (控除) 輸入		
中間投入									
A		55 (10)							
B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-)	100 (35)
C		10 (5)							
D		5 (0)							
粗付加価値		20			(注) ()内は、輸入額であり、内数である。これを抜き出して統集中分類で一覧表にしたのが、「輸入表」である。				
国内生産額		100 (15)							



② 輸入表

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	計
A		10						
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C		5						
D		0						
国内生産額		15						

(イ) 推計方法

① 普通貿易

まず、貿易統計を組替集計することにより取引基本表の行部門別輸入額を計算する。次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門に、どれだけの需要があったのかを推計する。推計は各行部門に属する個々の輸入品ごとに、その商品特性及び「輸入品需要先調査」の結果等に基づいて行う。

なお、どうしても需要部門が特定できない輸入品については、その商品の属する行部門の輸入係数（輸入計の絶対値／国内総供給額＝輸入計の絶対値／国内需要合計）を用いて計算する。

② 特殊貿易

特殊貿易については、個々の財・サービスの商品特性に応じて需要部門を特定することにより推計するが、推計資料が不備な行部門については、当該行部門の輸入係数を用いて計算する。

③ 直接購入

直接購入については、その定義・範囲から、全額を家計消費支出部門に配分する。

④ 関税

関税については、普通貿易に係る行部門別輸入額の需要先別比率に応じて配分する。

⑤ 輸入品商品税

輸入品商品税については、課税対象となった輸入財の需要先部門を特定し、当該部門の取引額比率に応じて配分する。

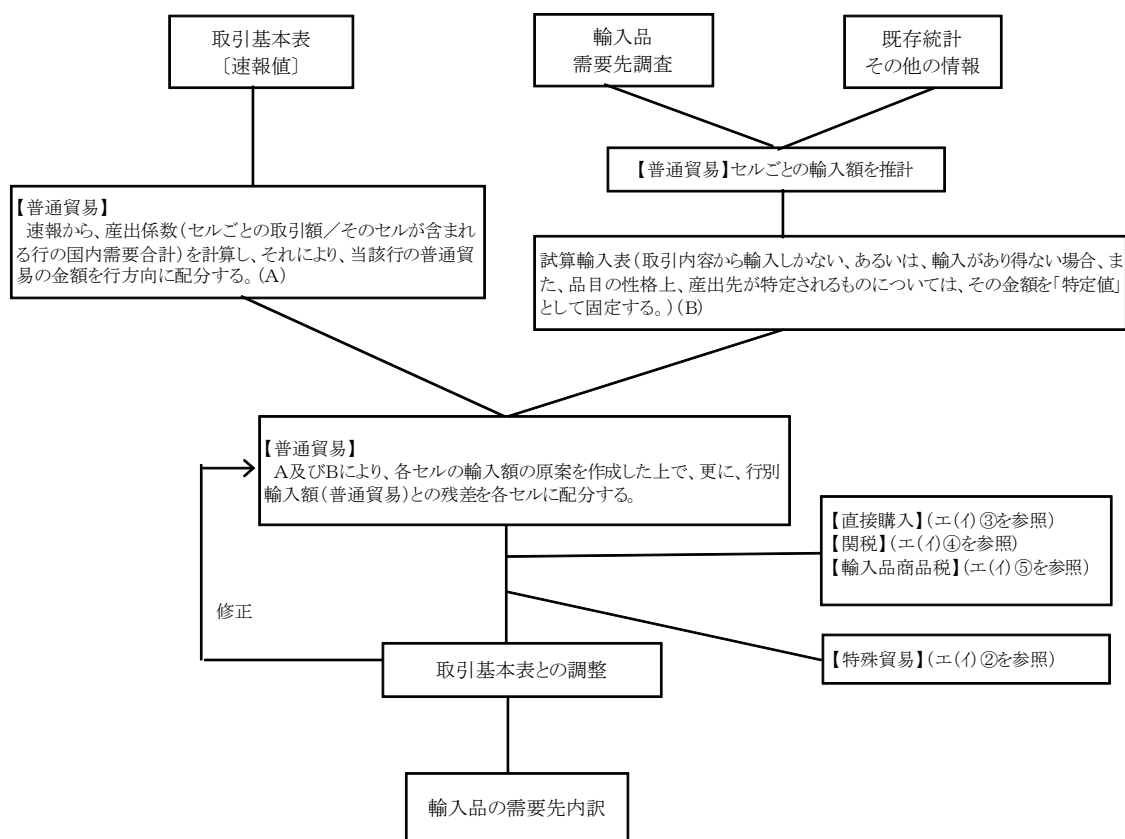
(ウ) 輸入の金額に関する留意点

取引基本表では、輸入額を各取引額の内数として計上することから、少なくとも「取引額≧輸入額」となるよう計数調整を図る必要がある。^(注2-24)

(注2-24) 輸入のうち、「(控除) 輸入(直接購入)」は、居住者家計による海外市場の財・サービスの直接取引（例えば、海外旅行での土産品の購入）であり、概念上、家計消費支出の内数である「輸入額」一部である。したがって、「(家計消費支出の取引額) ≧ (内数である輸入額) ≧ (対応する項目の輸入(直接購入)の絶対値)」という関係にもあることに留意しなければならない。

(エ) 前記(イ)により計算した各項目の金額は、取引基本表データのファイルに統合することにより、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の需要先別輸入額を、統合中分類で集計したものが「輸入表」であるが、推計の流れを図式化すると、図2-14のようになる。

図2-14 輸入品の需要先推計の流れ



(9) 計数調整作業（その4：その他留意事項）

ア 「分類不明」による調整

(ア) 各部門の分類不明の調整

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするほか、他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もあるが、各行・列部門ともに、分類不明の金額をできるだけ小さく抑えるよう計数調整を行う。

平成17年表では、各部門の分類不明を国内生産額の2パーセント未満にすることに加え、当該部門中における最大値のセルにならないことを目標に調整した。平成23年表においても同様の目標の下、調整する。

(イ) 二面等価の調整

取引基本表では、最終需要部門計と粗付加価値部門計の金額が一致（すなわち「二面等価」が成立）しなければならないが、国民経済計算のように「統計上の不突合」を調整する分類項目がないため、全体的な誤差は「分類不明」部門によって調整する。

具体的には、〔行〕「分類不明」の合計額を「分類不明」の国内生産額とし、〔列〕「分類不明」の合計額と〔行〕「分類不明」の国内生産額との差額を、〔行〕「営業余剰」と〔列〕「分類不明」の交点で調整することにより、全体の二面等価を成立させる。

イ 取引基本表と各種付帯表との計数調整

取引基本表の取引額が、別途作成する各種の付帯表の計数と密接な関係を有する場合がある。このような付帯表の計数については、取引基本表の計数調整段階（又は投入額・産出額

の推計段階)において、ある程度の調整を図っておかないと、取引基本表の金額が確定してしまった後では、計数調整が困難となる場合がある。

取引基本表との計数調整が事前に必要なものとして、次のようなものが挙げられる。

(ア) 自家輸送マトリックス

自家輸送マトリックスは、各産業が自家輸送活動のために、どのような財・サービスを投入したのかに係る内訳を明らかにするものである。投入額を推計する立場からは、自家輸送に関する金額を個別に推計することが難しい場合が多いため、自家輸送マトリックスで明らかにされる列部門別の自家輸送取引合計額を、各列部門が投入する形で推計することが効率的であり、かつ、推計精度自体も高いと考えられる。こうしたことから、生産者価格調整の初期段階で、自家輸送マトリックスと各列部門の自家輸送の投入額とを調整する必要がある。取引基本表と自家輸送マトリックスの関係については、図2-15を参照。

図2-15 取引基本表と自家輸送マトリックスの関係

①取引基本表(自家輸送部門あり)

	A	B	C	自家輸送	CT
...					
ガソリン	T11	T12	T13	L	
タイヤ	T21	T22	T23	M	
自家輸送	a	b	c	0	自家輸送CT
自動車整備	T41	T42	T43	N	
...					
CT				自家輸送CT	

②自家輸送マトリックス

	A	B	C	CT
ガソリン	J11	J12	J13	L
タイヤ	J21	J22	J23	M
自動車整備	J41	J42	J43	N
合計	a	b	c	自家輸送CT

a、b、cを早期に調整しないと、自家輸送CTも決まらず、L、M、Nの調整もできない。

③取引基本表(自家輸送部門なし)

	A	B	C	CT
...				
ガソリン	T11+J11	T12+J12	T13+J13	
タイヤ	T21+J21	T22+J22	T23+J23	
自動車整備	T41+J41	T42+J42	T43+J43	
...				
CT				

(イ) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成(公的)」及び「国内総固定資本形成(民間)」の列部門として計上された資本財が、公的、民間の投資主体別にどの産業部門(「資本形成部門」という)で資本形成されたかを明らかにするものである。「国内総固定資本形成(公的)」及び「国内総固定資本形成(民間)」の列部門の金額は、いわば固定資本マトリックスのコントロール・トータルズに当たる。

このため、取引基本表の金額を確定させるまでに、公的、民間の各列部門の各金額と、固定資本マトリックスの公的の資本財別合計値、民間の資本財別合計値との調整を図っておく必要がある。

6 各種係数表等の作成

取引基本表の作成を受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表等を作成する。

(1) 各種係数表の作成

産業連関表の作成の過程では、基本分類による取引基本表のほかに、利用目的に応じて、統合分類（第1部第2章4(2)ウを参照）による取引基本表を作成する。これら取引基本表は、それ自体、対象年次の経済構造を表わしており、表を読み取るだけでも十分に有用な情報を得ることができる。しかし、利用面から見れば、それは、いわば原表の利用にとどまるものであり、実際の産業連関表の利用においては、経済波及効果の分析などを通じた政策効果の測定や需要予測等が主である。

そこで、取引基本表の作成に受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表を作成し、併せて公表する。平成23年表において作成する統計及びその公表形態の一覧については、第1部第2章の表1-2-1のとおりである。また、各種係数の概要については、付録第2章を参照。

(2) 前回表・前々回表の組替データの作成

産業連関表の公表に併せて作成している概要説明の中では、今回表の計数だけでなく、前回表及び前々回表の計数も併記している。

これは、時系列比較上の参考とするために、単純な組替処理のみで得られるデータであり、別途作成する接続産業連関表のように、基本分類ベースで、今回表と前回表又は前々回表との変更箇所等について、正確な概念・定義・範囲の調整を行ったものではなく、いわば、暫定的なものに過ぎない。平成17年表までは、組替表そのものについても併せて公表していたが、別途作成する接続産業連関表との間での疑義を生じないようにするため、平成23年表の公表時には、概要説明中で必要とされる計数のみを用いることとする。

7 各種付帯表の作成

多様な産業連関分析に対応するために取引基本表の作成と並行して、各種付帯表を作成する。

(1) 概要

ア 多様な産業連関分析に対応するためには、取引基本表から得られる情報だけでなく、関連する付帯情報も必要になる場合がある。そこで、産業連関表作成の一環として、各種付帯表を作成する。

平成23年表において作成する付帯表は、次のとおりである。

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（以下「V表」という。）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

これら付帯表については、自家輸送マトリックスを除いて、取引基本表の作成後に作成するものであり、それらの作成方法の詳細については、別途検討するが、(2)以下では、各付帯表の概要について説明する。なお、平成17年表における付帯表の作成方法については、平成17年表の総合解説編第2部第7章を参照。

イ 「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、従前、付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する金額を統合中分類ごとに集計するにとどまるものであることから、付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改める。なお、商業マージン額、国内貨物運賃額及び輸入額については、取引基本表の購入者価格調整の中で、一体的に処理するものであることから、詳細については、前記5(8)の中で記載している。

(2) 物量表

ア 物量表の概要

「物量表」とは、取引基本表に記述された個々の取引のうち、可能なものについて物量で表示した表である。

産業連関分析を行う際には、投入係数の安定性という観点から、部門間取引を実物量でとらえた取引基本表が理想的である。しかし、実際には、列部門については多種多様な投入原材料等があり、統一の数量単位で大きさを計測することが不可能であるため、金額でとらえた取引基本表を作成している。

物量表を作成することは、エネルギー需給見通し等の分析を、金額ではなく物量で行うことを可能にするとともに、より安定的な投入係数に基づく産業連関分析を行う手助けとなり、有用な情報を与えるものである。

ただし、以下の理由により、全部門について完全な物量表を作成することができない点に注意を要する。

- (ア) 物量表を作成するためには、各商品の取引額が「数量×単価」で把握できることが前提であるが、行部門のうち、数量単位の計測が極めて困難なサービス等の部門数が半数以上を占めていること。
- (イ) 財関係部門であっても、同一の部門に単位が異なる商品が含まれている場合があり、これらの部門では、行部門における統一単位での数量把握ができないこと。
- (ウ) 「その他の〇〇」といった部門や加工組立型産業の部門は、単価の異なる多種の商品が集合している部門が多くあり、これらの部門では行部門単位での物量を把握することが困難であること。
- (エ) 産出先別の数量情報が極めて不十分であること。

イ 物量表の作成手順の概要

財担当の府省庁が主体となって、物量表の採用部門を選定し、その採用部門について推計を行う。

(ア) 採用部門の選定

原則として、以下の基準により、物量表に採用する部門を選定する。

- ① 部門内の細品目分類（10桁品目）の全て（半製品・仕掛品を除く）の数量が把握可能なものを選定する。
- ② 部門内の細品目分類（10桁品目）の数量単位がすべて同一のもので構成されるものを選定する。
- ③ 同一の単位であっても、極端に単価が異なるものを含む場合は対象としない。

(イ) 推計方法

a 一次推計値の作成

- ① 輸入品と国産品を区分して、産出先別取引数量を推計する。
- ② 輸入品は、普通貿易については貿易統計の数量を採用し、特殊貿易及び直接購入については金額を普通貿易の平均単価で除して数量をそれぞれ求め、輸入（普通貿易、特殊貿易及び直接購入）の数量の合計を行別の輸入数量とする。次に、輸入数量を産出側の輸入品投入割合に基づき、各列部門に配分する。
- ③ 国産品については、まず、輸出品のうち普通貿易は、貿易統計の数量を採用する。また、特殊貿易及び直接購入については、金額を国産品の平均単価で除して数量をそれぞれ求める。次に、輸出（普通貿易、特殊貿易及び直接購入）の合計値を部門別・品目別国内生産額表から求めた行部門別国内生産数量から差し引くことによって、国内生産品の行部門別国内供給数量を推計する。最後に、国内生産数量を産出表の国産品投入割合に基づき、各列部門に配分する。

b 一次推計値の補正

一次統計により、原材料投入数量等が把握できる取引については、それを利用して可能な限り一次推計値を補正する。

c 表の完成

補正済みの国産、輸入数量を合算して物量表を完成させる。

(3) 屑・副産物発生及び投入表

ア 屑・副産物発生及び投入表の概要

(ア) 屑・副産物の範囲

一般的に生産活動を行う際に、ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほか別に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主たる生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられる。対象とするものは有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

なお、従前、中古船舶（「鋼船」の一部）についても、「屑・副産物発生及び投入表」にも計上していたが、平成23年表では、この取扱いを取りやめることとしている。これについては、前記5(2)の注2-16を参照。

(イ) 取引基本表における屑・副産物の計上方法

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成していることから、原則として一つの部門には一つの生産物を対応させている。そのため、屑・副産物については特殊な取扱いが必要となる。屑・副産物の取扱いに関してはいくつか方式があり、我が国では原則として「マイナス投入方式」（ストーン方式）を採用している（付録第1章10(3)③を参照）。

「マイナス投入方式」による従来の取引基本表の表章方法では、屑・副産物の発生額が発生部門（列）と競合部門（行）（競合部門については、付録第1章5(4)ア(エ)を参照）との交点にマイナス値で、投入額が競合部門（行）と需要部門（列）との交点にプラス値で計上され、相殺されてゼロになる。

平成12年表では、近年の環境に対する関心の高まりを踏まえて「再生資源回収・加工処理」部門を新設したことにより、基本的にマイナス投入方式を踏襲するものの、取引基本表上、発生した屑・副産物（マイナス計上）はすべて同部門へ産出（プラス計上）され、同部門を迂回して各投入部門へ産出されることになった。なお、屑・副産物に関する輸出入は、輸入係数の安定性及び分析の整合性を確保することから「再生資源回収・加工処理」部門で一括計上することとした（図2-16①を参照）。しかし、この表章方法では、すべての屑・副産物が「再生資源回収・加工処理」部門という単一部門から産出されることになり、具体的な財の特定やその投入額を把握することができないといった問題が生じた。

平成17年表以降では、「再生資源回収・加工処理」部門は、屑・副産物の投入は行わず経費のみ計上することとし、屑・副産物の発生及び投入は、平成7年表以前と同様にマイナス投入方式を採用した。その結果、屑・副産物の種類別にその発生部門、発生額、投入部門、投入額、それらに係る経費等が、取引基本表にそれぞれ別々に計上される（図2-16②を参照）。

(ウ) 屑・副産物発生及び投入表の計上方法

「屑・副産物発生及び投入表」は、屑・副産物の発生額及び投入額を図2-16③のようにまとめることにより、屑・副産物の発生及び投入状況を明らかにしたものである。具体的には、屑・副産物の競合部門（行）別、種類別に、発生部門（列）及び発生額（マイナス計上）、投入部門（列）及び投入額（プラス計上）等を一覧表にまとめたものである。なお、屑・副産物の競合部門（行）別、種類別に、発生額合計と投入額合計は相殺されてゼロにな

る。

イ 屑・副産物発生及び投入表の作成手順の概要

屑・副産物に関しては、取引基本表を作成する際に、分類コードの末尾に、それぞれ次のような特殊符号を付すことにより、他の取引と区別できるようになっている。

特殊符号	特殊符号の内容
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副産物投入
5	副産物発生

実際に、どの列部門が、どのような屑・副産物を発生させ、又は投入しているのかの推計は、次のとおり行う。

- ① 屑・副産物の消費量を各種生産動態統計年報等から求めて金額換算する。発生額は、生産技術構造から明確な列部門に対応させて推計している。
- ② 屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報等により各列部門別消費量を把握する。発生額については、経済センサス-活動調査の屑出荷額や各産業部門における鉄材等の投入額などを参考に、部門別の発生額を推計する。
- ③ 古紙は、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報等により消費量から消費額を推計する。

図2-16 取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係

①生産者価格評価表（ひな型）（平成12年表）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		65	5	...	5 (5)	25 (△5)		100 (0)
B	45	20	△10 (△30)	50	35 (35)	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	...	...	10 (0)	...		...
D	18 (△5)	30	...	...	5 (5)	...		...
再生資源	18 (15)	18 (15)	...	34 (20)	...	...	△5 (△5)	65 (45)
粗付加価値	19	27	...	...	10			
国内生産額	100	200	...	...	65			

(注1)「再生資源」は「再生資源回収・加工処理」部門を表す（以下同じ）。

(注2) ()内は、マイナス値は屑・副産物の発生額、プラス値は回収・加工経費が付加される前の投入額（いずれも内数）。

(注3) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由して、各部門に投入される。

②生産者価格評価表（ひな型）（平成17年表以降）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		70 (5)	5		0	25 (△5)		100 (0)
B	60 (15)	20	△10 (△30)	70 (20)	0	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	...	...	10	...		...
D	18 (△5)	40 (10)	...	...	0	...	△5 (△5)	...
再生資源	3	3	...	14	...	...		20
粗付加価値	19	27	...	...	10			
国内生産額	100	200	...	...	20			

(注1) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由せず直接投入される。

(注2) 「再生資源」には、回収・加工経費のみ計上される。

③屑・副産物発生及び投入表（ひな型）（平成17年表以降）

競合部門	発生部門	発生額	投入部門	投入額
A	最終需要	△ 5	B	5
B	C	△ 30	A	15
	最終需要	△ 5	D	20
	計	△ 35	計	35
C	...	...	...	...
D	A	△ 5	B	10
	輸入	△ 5		
	計	△ 10	計	10

(注) 屑・副産物は「再生資源」を迂回しないことから「再生品投入額」欄を外した。

(4) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

ア 雇用表及び雇用マトリックスの概念

① 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）

雇用表とは、取引基本表の雇用者所得推計の基礎となった有給役員及び雇用者数並びに個人業主及び家族従業者数を取引基本表の列部門ごとに年平均で示したものである。雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算され、これらを用いることにより、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及効果分析等を行うことが可能となる。

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、ここでは基本分類、統合小分類、統集中分類の中で、雇用者所得への投入が存在する内生部門を抽出して表示している。表頭は、従業者の従業上の地位別内訳であり、これに参考として、1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得及び1人当たり常用雇用者賃金額を掲載している。

② 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

雇用マトリックスは、雇用表に掲げられた統集中分類別の雇用者（有給役員を含む。）に

ついて、これをさらに職業別に示し、「職業」という観点からアクティビティを特徴付けるものである。雇用マトリックスからは、職業別の雇用者数を、生産活動との関係において整合的に読み取ることができる。さらに、職業誘発係数を計算することにより、最終需要が変化した場合に各部門において必要とされる職業別雇用者数がどのように変化するかを予測することが可能となる。

イ 雇用表及び雇用マトリックスの作成作業

雇用表及び雇用マトリックスの作成作業は、第一次推計を厚生労働省が担当し、それを列部門担当各府省庁との間で調整するという方法により進める。作成の手順は、以下のとおりである。

- ① 国勢調査、就業構造基本調査、経済センサス（基礎調査及び活動調査）及び労働力調査を用いて、産業分類ベース（必ずしもアクティビティとは一致しない。）の従業者数を推計する。これで雇用表の従業者総数を把握する。
- ② 毎月勤労統計調査、賃金構造基本調査等を用いて、産業分類ベースで賃金単価を推計する。
- ③ 産業別の雇用者所得を、従業者数（①）に賃金単価（②）を乗じて算出する。
- ④ 算出した雇用者所得を積み上げて、雇用者所得の国内生産額とする。
- ⑤ 産業分類ベースの雇用者所得、従業者数を基本分類ベースに組み替える。（雇用表の第一次推計値の算出）
- ⑥ 列部門担当府省庁との計数調整の過程で、雇用者所得及び雇用表を調整する。
- ⑦ 算出した産業別従業者数と国勢調査の産業×職業クロス表から、職業別雇用者数を推計する。
- ⑧ 国勢調査の産業×職業クロス表を、アクティビティ×職業クロス表に変換する。
- ⑨ 雇用者所得、雇用表との整合性、列部門担当府省庁との職業とアクティビティの整合性等を検証し、計数の調整を行う。
- ⑩ 雇用表、雇用マトリックスの最終的な計数を確定させる。

(5) 固定資本マトリックス

ア 固定資本マトリックスの概念

固定資本マトリックスは、投資主体（公的・民間）別に、どの列部門（「資本形成部門」という。）が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにするものである。

取引基本表においては、固定資本形成の取扱いに関して、最終需要部門の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」として、資本財別の総額を計上しているだけであり、どの部門でどれだけ資本形成が行われたかは示していない。固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に計上されている資本財別の総額を資本形成部門別に展開してマトリックス形式にしたものである。

イ 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスは、まず、公的資本及び民間資本のそれぞれについて、資本財販売先調査、経済センサス-活動調査、建築着工統計調査及び細品目の国内生産額などの資料に基づき、各資本財の担当府省庁が、資本財ごとに産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これを資本形成部門（列部門）担当府省庁との間で調整するという方法により進める。

(6) V表

ア V表の概念

V表は、各産業（事業所）が、屑及び副産物を含めてどのような財・サービスをどれだけ生産したかを示すものであり、いわば、各事業所（産業）のプロダクト・ミックスの実態を表したものである。V表は、表側（行）が産業部門、表頭（列）が商品部門の「産業×商品」のマトリックス表示となっており、その分類は、取引基本表の統合中分類にほぼ準じて作成する。内容的には、SNAで提唱されている供給・使用表（Supply and Use Tables、SUT表）中の供給表に相当する。

取引基本表の内生部門が「〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）」となっており、同一事業所の生産活動であってもそれぞれの財・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けされていることから、事業所ベースのデータを補う意味から作成する。

イ V表の作成方法

経済センサスデータ（製造業部門については、産業別・品目別製造品出荷額、サービス業部門については、産業別・事業収入内訳）をV表の部門分類に合わせて組替集計を行うことによって必要な金額を求める。その他の部門についても可能な限り各種の統計資料を利用して推計する。

なお、取引基本表では、マイナス投入方式を採用している屑及び副産物は原則として国内生産額に計上していないが、V表ではこれらを含めて作成する。この結果、商品別の合計値（商品別産出額＝V表の各列和（計））は、取引基本表の「国内生産額＋屑・副産物発生（内生部門発生分）」の計と一致する（最終需要部門で発生した屑・副産物については、V表の概念から外れるため、金額は計上されない）。

(7) 自家輸送マトリックス

ア 表の定義

自家輸送マトリックスは、自家活動を表章する仮設部門である「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」について、当該自家輸送活動に要した財・サービスの内訳を取引基本表の各産業（列部門）ごとに示した表である。

取引基本表において、各列部門が自家輸送活動を行うために投入した、燃料、損害保険、自動車修理等の額は、それぞれの列部門と財・サービスの行の交点に直接計上されるのではなく、旅客・貨物それぞれの自家輸送活動に要した費用の合計を一括して「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を投入したものとして計上することとなる。このため、取引基本表からは、列部門ごとに自家輸送活動に要した経費の内訳を読み取ることができない。

自家輸送マトリックスは、これを補う付帯表として作成されるもので、列部門ごとの自家輸送活動に要した財・サービスの投入構造と、自家輸送に要した財・サービスそれぞれの各列部門への産出の状況が明らかになる。

なお、「自家輸送」部門は仮設部門のため、付加価値は計上されない。

イ 作成手順の概要

(ア) 自家輸送部門の投入額推計

当該部門の投入額推計は、各列部門に投入された財・サービスのうち、旅客又は貨物の自家輸送に要した燃料や自動車修理等の経費を自動車燃料消費量統計や自動車分解整備業実態調査結果等から推計し、これらの積み上げから、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」部門の投入額を推計している。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(イ) 自家輸送部門の産出額推計

当該部門の産出額推計は、投入額推計と並行して、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」の両部門について、経済センサス-活動調査の組替集計結果から得られる産業別の自家用自動車の保有台数のデータ等を用いて、産業（列部門）ごとの産出額を推計する。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(ウ) 自家輸送マトリックス購入者価格推計

- ① 平成17年自家輸送マトリックスを平成23年表の部門分類（コード統合・分割）に合わせた組替集計を行う。
- ② 平成17年投入表における購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を平成23年投入表における同シェアで除し比率を求め、これに、平成17年自家輸送マトリックスにおける購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を乗じ、平成23年自家輸送マトリックスにおける同シェアにあたる暫定投入係数を推計する。
- ③ 前記②で算出した暫定投入係数に、各列部門が自家輸送部門へ投入した国内生産額を乗じ、平成23年自家輸送マトリックスにおける購入者価格を推計する。

(エ) 自家輸送マトリックス運賃・マージン推計

運賃・マージンは、平成23年の取引基本表における自家輸送投入表の構成比により配分する。

例えば、平成23年自家輸送マトリックスにおける、獣医業（列部門）からガソリン（行部門）への投入額に含まれる卸売マージンを推計する場合、平成23年取引基本表の自家輸送（列部門）における卸売等の金額を当該部門の国内生産額（購入者価格ベース）で除して算出された比率に、平成23年自家輸送マトリックスの獣医業（列部門）の国内生産額（購入者価格ベース）を乗じて推計する。

(オ) 自家輸送マトリックス残差調整

平成23年取引基本表における自家輸送（産出表）の「列部門が自家輸送活動に要した費用の合計」が、平成23年自家輸送マトリックスにおける「列部門の自家輸送マトリックスの合計」と一致するよう残差調整を行う。本調整は、国土交通省（運輸）が行い、必要に応じ関係省庁との協議を経て、合計金額を決定する。

(カ) 自家輸送マトリックス輸入額推計

平成23年輸入表における各行部門と自家輸送（列部門）の交点の金額を平成23年自家輸送マトリックスにおける当該各行部門の国内生産額（生産者価格ベース）で除して算出された比率を、平成23年自家輸送マトリックスにおける当該各行部門と各列部門の交点の金額に乘じることにより、自家輸送マトリックスにおける当該各列部門の輸入額を推計する。

8 推計結果の公表

推計作業の進捗を踏まえ、推計結果を順次公表する。公表は、速報と確報に分けて行う。速報においては、統合中分類ベースの取引基本表及び各種係数表を公表する。速報の公表後、更に詳細な調整を行い、確報においては、基本分類ベースの取引基本表や統合小分類ベースの各種係数表のほか、各種付帯表についても公表する。

(1) 速報の公表

ア 推計作業の進捗を踏まえ、推計結果を順次公表する。すべての推計作業が完了した段階で、最終的な推計結果報告として「確報」を取りまとめて公表するが、データの早期利用に対応するため、購入者価格調整がほぼ完了した時点で、推計結果の一部を「速報」として公表する。速報については、従前から、公表日に、閣議への資料配布を行っている(平成17年表の場合、平成20年8月26日に閣議に資料配布するとともに、同日付けで公表)。平成23年表においても、速報の要旨について、閣議に資料配布することを予定している。

イ 速報の公表は、インターネット及び印刷物により行うが、データの早期利用の観点から、印刷物の作成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

ウ 速報時点の計数は、商業マージン額、国内貨物運賃額や輸入額及び雇用表などの付帯表との計数調整がまだ終了していないため、確報までの間に変更があり得るものである。そこで、速報では、統合中分類、統合大分類及びひな型といった大きくくりな分類による生産者価格ベースの表(取引基本表、投入係数表、逆行列係数表など)を公表するにとどまる(公表する表の詳細については、第1部第2章の表1-2-1を参照)。

したがって、「確報」は、単に速報の詳細を公表するという性格のものではなく、速報の計数に更に調整を行った結果を公表するものであり、「速報」と「確報」の計数は、必ずしも一致しない。

エ 公表までの事務手続等

公表までの事務手続は、おおむね図2-17のとおりであり、総務省が公表に関する事務を行う。公表資料の内容確定から公表までは、おおむね約3週間程度の期間を要すると想定される。

(2) 確報の公表

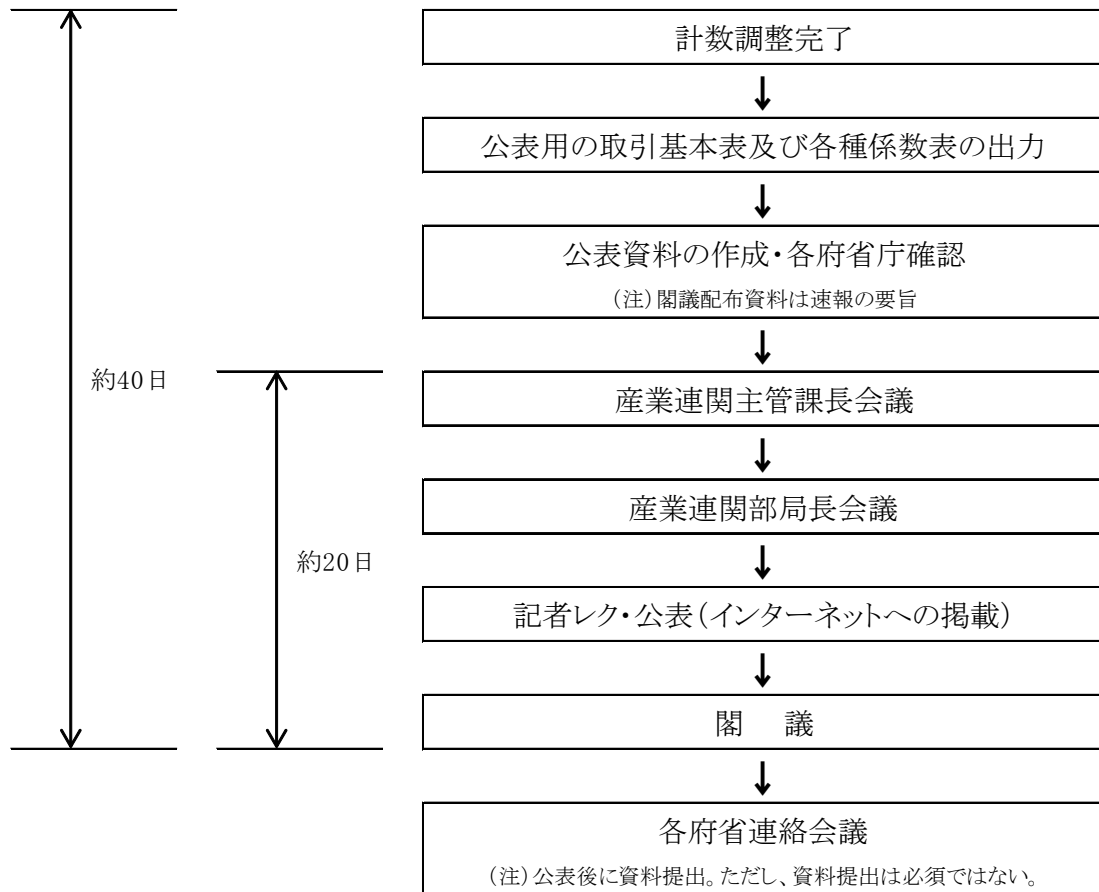
ア 確報は、速報の公表後、更に詳細な調整を行い、最終的な推計結果報告として公表するものであり、基本分類ベースの取引基本表や統合小分類ベースの各種係数表のほか、各種付帯表などについても公表する。

イ 確報の公表についても、インターネット及び印刷物により行い、速報と同様、データの早期利用の観点から、印刷物の作成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

ウ 印刷物においては、インターネットで先行して公表している統計表に加え、10府省庁の分担執筆により、解説部分を追加する。報告書の印刷・発行は、総務省が担当する。

なお、平成17年表では、従前と同様、総合解説編、計数編(1)及び計数編(2)の3分冊の構成とし、平成21年3月に刊行した。他に、英文の報告書を「2005 Input-Output Tables for Japan」として、平成22年6月に刊行した。

図2-17 速報公表までの事務手続（想定）



9 接続産業連関表の作成・公表

産業連関表の時系列比較を可能とするため、確報の公表後、今回、前回及び前々回の産業連関表を同一の部門概念で推計し直し、接続産業連関表を作成する。

(1) 接続産業連関表の作成目的

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、作成の都度、部門の設定や各部門の概念・定義・範囲について相当程度の変更が行われており、そのままでは比較することが困難である。

このため、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析しようとするためには、相互の部門設定や概念等を統一した上で、改めて計数を推計し直す必要がある。

このような観点から、最新時点の産業連関表の部門分類に合わせて、過去の産業連関表を組み替え、異時点間の比較をできるようにしたものが「接続産業連関表」である。

(2) 接続産業連関表の種類

接続産業連関表には、価格評価の方法によって、二種類の表がある。一つは、それぞれの年次時点の価格で評価したものであり、「時価評価による接続産業連関表」（以下「名目表」という。また、名目表の中の計数を「名目値」という。）という。これに対し、最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価し（この作業を、「実質化」という。以下同じ。）、実質的な時系列比較ができるようにしたものを「固定価格評価による接続産業連関表」（以下「実質表」という。また、実質表の中の計数を「実質値」という。）という。

接続産業連関表の作成手順の概要については、**図2-18**のとおりであるが、まず、名目表を作成した上で、これを基に、実質表を作成する（前回作成した平成7-12-17年接続産業連関表の作成手順については、「平成7-12-17年接続産業連関表」の総合解説編・第2部第1章第2節を参照。）。

(3) 名目表の作成

ア 接続産業連関表で用いる部門分類、概念・定義・範囲の検討

接続産業連関表は、今回、前回及び前々回の産業連関表の計数を組み替え、過去10年間の時系列比較ができるようにしたものである。その作成に当たっては、まず、接続産業連関表において、どのような部門分類を採用するか、その部門の概念・定義・範囲をどのように決めるかを検討する。

基本的には、最新年次の部門分類に合わせることを原則とする。また、自家輸送（旅客及び貨物自動車）については、特掲しない。

イ 今回表、前回表及び前々回表の組替集計

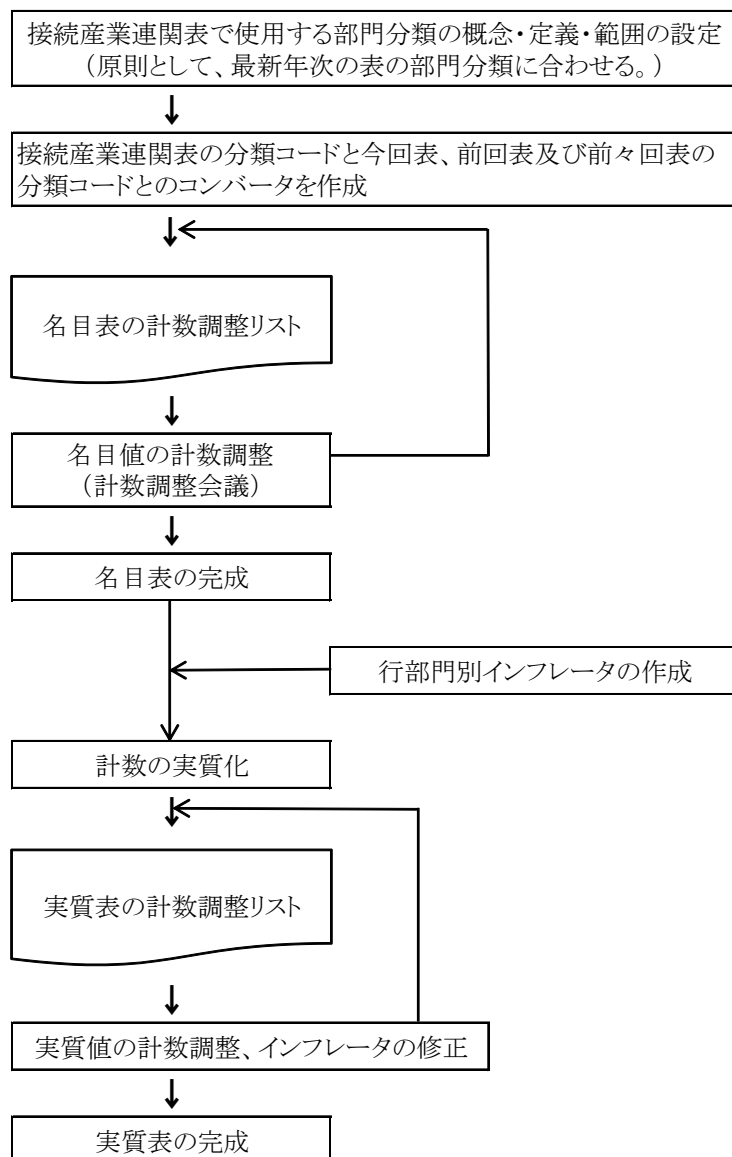
接続産業連関表で使用する部門分類を設定した後、各年次の表の計数を組替集計するための部門分類対応表（コードコンバータ）を作成する。コードコンバータは、接続表と各年次（今回表、前回表及び前々回表）の部門分類コードをそれぞれ行部門及び列部門ごとに対応させたものである。これにより、各年次の産業連関表を組替集計すると、まず、接続産業連関表の部

門分類で統一された各年次の名目値の初期データが得られる。

ウ 名目値の計数調整

前記イで得られた名目値の初期データは、コードコンバータにより機械的に処理したものであるが、部門の中には、その結果から、更に、概念調整が必要な場合がある。そこで、各年次の投入額・産出額について、投入側推計担当者と産出側推計担当者による計数調整会議の開催のほか、関係府省庁間で個別計数調整を繰り返すことにより、名目表を完成させる。

図2-18 接続産業連関表の作成手順



(4) 実質表の作成

ア 名目値の実質化の概要

我が国の産業連関表は、各取引を実際の価格で評価する、いわゆる「実際価格」（付録第1章6(2)アを参照）によって個々の取引を記録している。そのため、実質表を作成するための名目値の実質化は、名目値に、基準年次（最新の年次）に対する比較年次（過去の年次）の価格変

化率を表す係数（インフレーター^(注2-25)）を乗じることによって行っている。ここで、価格をP、数量をQ、基準年次を0、各比較年次をtとすれば、インフレーターによる実質化は、以下のよう
に表すことができる。

$$\Sigma P_0 Q_t = \Sigma P_t Q_t \times \frac{\Sigma P_0 Q_t}{\Sigma P_t Q_t}$$

このとき、 $\Sigma P_t Q_t$ が名目値であり、これにインフレーター（ $\Sigma P_0 Q_t / \Sigma P_t Q_t$ ）を乗じることによって、実質値 $\Sigma P_0 Q_t$ を求めることができる。

(注2-25) インフレーターとは、「名目値」を「実質値」に変換するための係数の一つであり、今回表の価格を「1」とした場合の
前回表及び前々回表の価格の比率を表すものである。モノの価格が時間とともに上昇しているという前提に立った場合、過去の
数量に現在の価格を乗じると、過去の国内生産額を大きく（inflate）することが一般的であるため、インフレーターと呼ばれる。
これに対して、過去の価格で現在の数量を評価する場合に用いる係数のことを「デフレーター」と呼ぶ。

イ 行部門別インフレータの作成

インフレーターは、実質化を行う前提として、各行部門ごとに、国産品と輸入品のそれぞれについて作成する。列部門ではなく、行部門ごとに作成する理由は、列部門が、生産技術に着目したアクティビティベースの分類であるのに対し、行部門が商品分類（第1部第2章4(1)アを参照）であり、インフレーターも商品の価格に関する変化率をとらえるものだからである。

インフレーターは、すべての行部門について同一の方法により作成することが望ましいが、資料の制約等を考慮し、従前から、品目ごとに、以下の①から④に掲げる方法のうち、最適な方法を選択して作成している。また、インフレータの計算は、名目表調整と並行して行い、SNAデフレーター（内閣府）や企業物価指数（日本銀行）も参考にしつつ、数次にわたる修正を経て確定する。

① 単価法（A法）

この方法は、インフレーター作成の最も基本的な方法であり、一つの行部門に含まれる品目の全部又は大部分の国内生産額（輸入品の場合、輸入額。以下、「イ 行部門別インフレータの作成」の部分において同じ。）が「単価×数量」の形で推計されている部門に適用する。

$$A = \frac{\Sigma P_0 Q_t}{\Sigma P_t Q_t}$$

ただし、次の点に留意する必要があるが、この方法の適用が適切ではない場合には、B法以降の方法により、インフレーターを作成する。

- i) 行部門を構成する細品目のすべてについて、単価及び数量が得られるとは限らないので、インフレーターは、単価及び数量が得られる品目のみによって作成する。そのため、単価及び数量が得られる品目の範囲が、当該行部門に含まれる細品目の全体に対して十分な代表性を持っていないければ、この方法は、有効ではない。
- ii) 単価及び数量が十分に把握できる場合であっても、品質変化等により単価を直接比較することが適当でないと思われる場合には、A法を適用しない。

② 物価指数法（B法）

この方法は、主としてサービス関係の部門のように、その部門を構成する品目の国内生産

額を「単価×数量」の形で推計できない部門に適用する。また、品目の国内生産額が「単価×数量」の形で計測できたとしても、品目が多種多様な製品の集合であったり、技術変化が著しく、金額の変化率／単価の変化率が、必ずしも数量の変化率を表さないと思われる加工組立型機械や機械部品にも、この方法を適用する。

$$B = \frac{\sum I^P x_t}{\sum x_t}$$

ここで、 x は品目別の国内生産額である。また、定義上は $I^P = P_0 / P_t$ であるが、 I^P については、企業向けサービス価格指数や第3次産業活動指数などの物価指数を参考にする場合がある。

ただし、この方法は、物価指数の変化率を、国内生産額ウェイトにより加重平均してインフレーターを作成する方法である。そのため、適切な物価指数（価格の変化率）が得られない、又は、得られたものだけでは当該部門の代表性が十分でないと思われる場合は適用せず、C法又はD法により、インフレーターを作成する。

③ 数量指数法（C法）

この方法は、単価を計算することができないためA法及びB法が適用できないもののうち、何らかの形で数量の変化率が計測できる部門について、国内生産額の変化率と数量の変化率からインフレーターを逆算する方法であり、例えば、倉庫（入庫量）、貸自動車（台数）、運輸（旅客数、貨物トン数）、金融・保険（貸付件数、契約件数）等の部門に適用する。

$$C = \frac{X_0}{X_t} \times \frac{\sum I^Q x_0}{\sum x_0}$$

ここで、 X は、当該部門の国内生産額である。また、 I^Q は各種物量統計から得られた数量の変化率あるいは輸送指数などの数量指数であり、 $I^Q = Q_t / Q_0$ である。

ただし、適切な数量指数（数量の変化率）が得られない、又は、得られたものだけでは当該部門の代表性が十分でないと思われる場合は、この方法を適用せず、D法により、インフレーターを作成する。

④ 投入コスト法（D法）

この方法は、前記①から③のいずれの方法も適用できない部門について、投入側データからインフレーターを作成する方法である。すなわち、当該部門に対応する列部門の物価指数等を、当該部門の投入額で加重平均して求める方法であり、例えば、航空附帯サービス、下水道、学校教育及び公務等の部門に適用する。

$$D = \frac{\sum i^P x_t}{\sum x_t}$$

x は、当該品目を生産するために購入された財・サービスや人件費などの投入コストであり、 i^P は、それぞれの投入物に対応する物価指数等である。

政府サービス生産者や非営利サービス生産者が生産するサービスについては、市場価格が存在しないため、生産額自体も売り上げではなく投入コストでとらえている。このことから、インフレーターについても投入コスト法（D法）で作成している。

ウ 取引額の実質化

行部門ごとに国産品と輸入品のインフレータを作成した後、国内生産額、輸入額、投入・産出額及び国内最終需要額等の実質化を行う。

① 国内生産額

国内生産額は、2000年の名目生産額 $X_i^{(00)}$ に、A～D法によって作成した国産品インフレータ I_i^d を乗じて実質化する。

$$\begin{array}{ccccc} \hat{X}_i^{(00)} & = & X_i^{(00)} & \times & I_i^d \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \text{実質生産額} & & \text{名目生産額} & & \text{国産品インフレータ} \end{array} \quad \left[\begin{array}{l} \hat{X}_i^{(00)} \cdots 11\text{年価格で評価した00年生産額} \\ X_i^{(00)} \cdots 00\text{年名目生産額} \\ I_i^d \cdots 11/00\text{国産品インフレータ} \end{array} \right]$$

② 輸入額

2000年の名目輸入額 $M_i^{(00)}$ に、A～D法によって作成した輸入品インフレータ I_i^M を乗じて実質化する。

$$\begin{array}{ccccc} \hat{M}_i^{(00)} & = & M_i^{(00)} & \times & I_i^M \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \text{実質輸入額} & & \text{名目輸入額} & & \text{輸入品インフレータ} \end{array} \quad [M = \text{輸入額}]$$

③ 輸出額

国内生産の全部又は一部が輸出されていると考えられることから、従前から、次式のよう、国産品のインフレータを用いて実質化を行っている。

$$\begin{array}{ccccc} \hat{E}_i^{(00)} & = & E_i^{(00)} & \times & I_i^E \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \text{実質輸出額} & & \text{名目輸出額} & & \text{国産品インフレータ} \end{array} \quad [E = \text{輸出額}, I_i^E = I_i^d]$$

しかし、輸出品に係る部門内の品目構成や価格設定が、国産品に係るそれらと異なる場合があると考えられることなどを踏まえ、輸出品独自のインフレータの作成及び導入の可否について、今回の接続産業連関表の作成前に検討を行うこととしている。

④ 国内需要額

中間需要及び国内最終需要について、次の式から求められるインフレータ D によって実質化を行う。

$$\begin{array}{ccccccc} D_i & = & (\hat{X}_i & - & \hat{E}_i & + & \hat{M}_i) & / & (X_i & - & E_i & + & M_i) \\ \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\ \text{インフレータ} & & \text{実質国内生産額} & & \text{実質輸出額} & & \text{実質輸入額} & & \text{名目国内生産額} & & \text{名目輸出額} & & \text{名目輸入額} \end{array}$$

< 中間需要額 >

$$\hat{x}_{ij} = x_{ij} \times D_i \quad (\hat{x}_{ij} \text{ は } i \text{ 行、 } j \text{ 列の実質化後の中間需要額である。})$$

< 国内最終需要額 >

$$\hat{F}_i^d = F_i^d \times D_i \quad (\hat{F}_i^d \text{ は第 } i \text{ 部門実質化後の国内最終需要額である。})$$

⑤ 粗付加価値額

粗付加価値額については、各項目別の実質化は行わず、各列部門について、国内生産額と個々の中間投入額を別々に実質化し、その差額（実質国内生産額－実質中間投入額）をもって実質粗付加価値額とする、いわゆる「ダブルインフレーション方式」を採用している。

そして、表章上は、粗付加価値部門を構成する項目については、名目値のままで表章した上で、名目値と実質値の差額を「ダブルインフレーション調整項」として一括して計上している。これは、粗付加価値部門を構成する項目が、概念として実質化にそぐわない性格のものであるほか、資料の制約等により評価が困難であるためであること、また、粗付加価値部門の実質値がマイナスになる場合があることを踏まえたものである。

$$\hat{X}_i = \sum_j \hat{x}_{ij} + V_i + DI_i$$

↓
実質国内生産額

↓
実質中間投入額

↓
名目付加価値額

↓
ダブルインフレーション調整項

エ 固定価格評価表（実質表）の計数調整

取引額の実質化は、行部門ごとに行い、列部門の国内生産額の実質化は、これと対応する行部門の国内生産額（実質値）から求める。このため、列部門の国内生産額（実質値）と列部門の投入額（実質値）の合計値が一致しない場合には、差額をダブルインフレーション調整項に計上し、実質表を完成する。

(5) 接続産業連関表の付帯表の作成

接続産業連関表の付帯表としては、従前、厚生労働省を担当省庁として、雇用表と雇用マトリックスの2種類を作成しており、今回も、それを踏襲する予定である。

(6) 接続産業連関表の公表

接続産業連関表の公表は、名目値、実質値及び付帯表の計数調整が完了した段階で行う。

公表は、インターネット及び印刷物により行い、速報と同様、データの早期利用の観点から、印刷物の作成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

印刷物については、インターネットで先行して公表している統計表に加え、10府省庁の分担執筆により、解説部分を追加する。報告書の印刷・発行は総務省が担当する。

なお、平成7年（1995年）－12年（2000年）－17年（2005年）接続産業連関表は、従前と同様、総合解説編、計数編(1)及び計数編(2)の3分冊構成とし、平成23年3月に刊行した。

10 その他

(1) 予算

産業連関表の作成に係る予算措置（産業連関表作成費）については、基本方針（第1部第1章）2(3)記載のとおり、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括して計上し、これを作業内容に応じて各府省庁に配分する（昭和30年表からこの方式を採用している。付録第3章1(2)を参照。）。予算要求から執行までの一般的な事務の流れは、表2-7のとおりである。

表2-7 産業連関表作成費に関する予算関連事務の一般的な流れ

事 務 内 容	時 期
次年度の予算要求額を総務省に提示（各府省庁）	5月～6月
各府省庁の要求の取りまとめ、必要に応じて、各府省庁からヒアリング（総務省）	6月～8月
概算要求書を財務省に提出（総務省）	8月末
政府案の決定	12月末
次年度における各府省庁の産業連関表作成費の配分（案）を検討・決定（総務省）	1～2月
各府省庁に対する産業連関表作成費の支出委任（総務省 → 各府省庁）	4月頃
予算執行（各府省庁）	支出委任後～3月
執行状況報告（各府省庁 → 総務省）	（上半期分）10月、（年度全体）4月

(2) 作成作業報告書

産業連関表の作成作業が長期にわたり、その間に作成される関係資料が広範多岐にわたることから、作成作業の段階ごとに、一定の資料がまとまり次第、作成作業の記録として、随時、作成作業報告書を作成する。作成期間中に担当者の交代すること多いことから、作成作業報告書は、担当者の引継資料としての意味も有している。このような性格から、作成作業報告書は、各府省庁、都道府県等産業連関表作成関係者に配布するなど、担当者用の部内資料として扱う。

別表 平成23年表の事業年度別、事項別スケジュール及び作業分担

[平成22年(2010年)度]No.1 (平成24年12月時点)

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議													各府省庁	・平成21年度に引き続き、「平成17年表産業連関幹事会」として開催 ・第94回～第131回(原則隔週開催) ・基本方針の確定により、1月以降、「平成23年表産業連関幹事会」として開催 ・第1回～第7回(原則隔週開催) ・平成21年度に引き続き、「平成17年表産業連関技術委員会」として開催 ・第18回～第22回 ・基本方針の確定を受け、2.10付けの幹事会申し合わせにより設置。 ・従前の「産業連関技術委員会」を「産業連関技術会議」に改称 ・2月～3月にかけて委員承諾手続き ・第1回 ・基本方針を了承 ・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回りにより、12月27日付けで産業連関部局長決定
(1)-1 平成17年表産業連関幹事会														
(1)-2 平成23年表産業連関幹事会														
(2)-1 平成17年表産業連関技術委員会	◎ 4.26			◎ 7.30			◎ 10.22	◎ 11.16	◎ 12.14					
(2)-2 平成23年表産業連関技術会議											◎ 2.15			
(3) 産業連関主管課長会議									◎12.16(第1回)					
(4) 産業連関部局長会議									◎ (12.27「基本方針」決定)					
2 統計法施行状況報告対応													総務省	
(1) 報告案作成・調整														
(2) 統計委員会対応														
3 基本方針の作成													各府省庁 各府省庁 総務省 各府省庁	・産業連関幹事会及び産業連関技術委員会で検討 ・12.16産業連関主管課長会議了承 ・12.27産業連関部局長会議決定
(1) 次回産業連関表作成上の課題整理														
(2) 基本方針作成に当たっての検討事項の聴取、整理														
(3) 学識経験委員等からの意見聴取														
(4) 幹事会等の検討														
4 公的統計基本計画への対応													総務省 各府省庁 各府省庁 各府省庁	・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討事項への対応 ・産業連関幹事会において、平成21年11月に提示した意見・要望に対する回答を聴取するとともに、中期的な事項については、検討の継続を要請 ・産業連関幹事会の下に設置 ・消費税の試算方法、基本価格表に係る今後の課題を検討 ・第1回～第7回 ・産業連関幹事会の下に設置 ・CTの大きな部門、平成23年表において大幅な変更が見込まれる部門を中心に、部門の設定方法及び推計資料について検討 ・JSICの改定を踏まえた検討、JSIC改定以降の産業構造の変化を踏まえた検討 ・第1回～第7回 ・産業連関技術会議の下に設置(三菱総合研究所に委託) ・次の3調査について改善方を検討 1) サービス産業・非営利団体等投入調査 2) 企業の管理活動等に関する実態調査 3) 商品・サービスの販売先に関する実態調査 ・第1回～第5回
(1) 基幹統計への指定														
① 指定に当たっての各府省庁協議														
② 統計委員会への付議														
③ 国民経済計算部会での審議														
④ 総務大臣の指定														
⑤ 公示														
(2) 経済センサス-活動調査実施部局への意見・要望														
(3) 基本価格表示ワーキンググループ														
(4) 部門分類等検討ワーキンググループ														
(5) 投入調査ワーキング・グループ														

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
5 産業連関構造調査の企画 (平成23年度実施分) (1) 産業連関幹事会において説明 (2) 全国研究会議において参考説明 (3) 総務省への承認申請等							◎ 10.19			◎ 1.27			調査実施省	・各調査間の整合性の確保 ・鉱工業投入調査について、経済産業省から説明 ・今回から、総務省政策統括官室の経済統計担当統計審査官室が審査を実施
6 産業連関表作成業務支援プログラム 要件定義及び基本設計の作成													総務省	・(株)エヌデーデーに委託
7 組替集計 経済センサス活動調査組替集計の検討										↔			各府省庁	・産業連関幹事会において、組替の手法及び調査票別集計事項について検討
8 産業連関表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分		↔											各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
9 各種情報収集 (1) 都道府県等における産業連関分析実施状況調査 (2) 平成17年都道府県等産業連関表の作成状況調査													総務省	
10 全国研究会議、ブロック会議 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議													総務省 各府省庁	・平成23年度実施の産業連関構造調査については、調査実施省から説明 ・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席

(注1) 産業連関表の作成対象年次を平成23年にすることについては、平成21年1月～3月にかけて検討

(注2) 表中の矢印については、始期と終期の間を結んでいる。

なお、前年度から引き続き行われている事項については、左端に矢印を付していない。また、次年度も引き続き行われる事項については、右端に矢印を付していない。

ただし、通年で行われているものについては、左端・右端ともに矢印を付している。

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議													各府省庁	・7.1組織名変更(経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室→経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室) ・7.1組織名変更(国土交通省総合政策局情報政策本部 情報安全・調査課→国土交通省総合政策局 情報政策本部情報政策課) ・7.1組織名変更(国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室→国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室) ・9.1組織名変更(農林水産省大臣官房情報評価課情報分析・評価室→農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官) ・第8回～第31回(原則隔週開催) ・第2回～第6回 ・[平成23年度は開催実績なし] ・7.1組織名変更(経済産業省経済産業政策局調査統計部参事官(経済解析室長)→経済産業省大臣官房参事官(経済解析室長)) ・7.1組織名変更(国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長→国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長) ・7.1組織名変更(国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室長→国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室長) ・9.1組織名変更(農林水産省大臣官房情報評価課情報分析・評価室長→農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官) ・[平成23年度は開催実績なし] ・7.1組織名変更(経済産業省経済産業政策局調査統計部長→経済産業省大臣官房調査統計審議官) ・9.1組織名変更(農林水産省大臣官房長→農林水産省大臣官房統計部長)
(1) 産業連関幹事会	←											→		
(2) 産業連関技術会議			◎ 6.6				◎ 10.4		◎ 12.20		◎ 2.2	◎ 3.29		
(3) 産業連関主管課長会議														
(4) 産業連関部局長会議														
2 東日本大震災関連													各府省庁	・東日本大震災の発生を踏まえ、作成対象年次を基本方針で定めた平成23年のままでよい か検討 ・大震災に伴って発生している事案について、 産業連関表上、どのように取り扱うかについて の概念上の整理(産業連関幹事会で検討)
(1) 作成対象年次の確認		←	→											
(2) 大震災に伴う事案の概念上の整理					←									
3 統計法施行状況報告対応													総務省	
(1) 報告案作成・調整	←		→											
(2) 統計委員会対応				←	→									
4 公的統計基本計画への対応													各府省庁	・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」 (H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討 事項への対応 ・経済センサス-活動調査を集計する際のデー タの取扱い等について、10月11日に調査実施 部局へ照会するとともに、第6回基本計画・SN A課題対応WG(11月15日)への出席を要請し、 照会に対する回答を聴取。 ・産業連関幹事会の下に設置 ・CTの大きな部門、平成23年表において大幅 な変更が見込まれる部門を中心に、部門の設 定方法及び推計資料について検討 ・JSICの改定を踏まえた検討、JSIC改定以降 の産業構造の変化を踏まえた検討 ・第8回～第19回 ・産業連関技術会議の下に設置 ・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」 (H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討 事項のほか、SNA関連事項について検討 ・第1回～第11回
(1) 経済センサス-活動調査実施部局 への意見・要望							◎ 10.11	◎ 11.15						
(2) 部門分類等検討ワーキンググループ	←											→		
(3) 基本計画・SNA課題対応ワーキング グループ				←								→		

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
5 産業連関構造調査の企画、実施 (平成23年度実施分)													調査実施省	
(1) 産業連関幹事会において説明	◎4.7													・各調査間の整合性の確保 ・内航船舶品目別運賃収入調査について、国土交通省から説明
(2) 総務省への承認申請等														・今回から、総務省政策統括官室の経済統計担当統計審査官室が審査を実施
(3) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ)														
(4) 標本抽出、調査関係書類の印刷等														
(5) 調査の実施 (調査票の送付、回収、督促)														
(6) 調査票の審査														
(7) データ入力、集計														
(8) 結果報告書の作成														
6 産業連関構造調査の企画、実施 (平成24年度実施分)														
(1) 調査の企画・立案													調査実施省	・産業連関幹事会においても、各調査について、調査実施府省庁から説明 ・総務省政策統括官室が実施する次の3調査については、各府省において横断的に利用されることから、産業連関技術会議においても検討 ①サービス産業・非営利団体等投入調査 ②企業の管理活動等に関する実態調査 ③商品・サービスの販売先に関する実態調査
(2) 全国研究会議において参考説明							◎ 10.28						調査実施省	・特に地方自治体から要望の強かった調査に絞って調査実施省庁から説明
(3) 総務省への承認申請等													調査実施省	・今回から経済統計担当統計審査官室が審査を実施
(4) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ)													調査実施省	
(5) 標本抽出、調査関係書類の印刷等													調査実施省	
(6) いわゆる「本社部門」の扱いについての検討													総務省	・企業の管理活動等に関する実態調査関連
7 基本方針で定めた作成スケジュール の修正													各府省庁	・①経済センサス活動調査に係る調査票情報の利用可能時期、②過去表における作業実績を踏まえ、スケジュールを修正し、基本要綱第1部の決定の中で改正
8 基本要綱の検討														
(1) 編集方針の策定													総務省	
(2) 公的部門の格付けの検討 (第1部関連)													各府省庁	・基本計画・SNA課題対応WGで検討
(3) 部門別概念・定義・範囲関係														
① 検討作業の進め方(方針)													各府省庁	
② 部門別概念・定義・範囲等の 個別検討													各府省庁	・部門分類等検討WGの終了を受けて、産業連関幹事会において、各部門の内容、前回表からの変更点及び検討課題等について、担当府省庁から説明

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
9 組替集計													総務省	
(1) 経済センサス-活動調査														
① 組替集計プログラムの開発・組替集計の事前調整														・(独)統計センターに委託することで調整完了。平成25年度に集計プログラムの開発及び組替集計を実施する予定。
② 集計表の検討														
(2) 貿易統計														
① 集計表の検討														
② 委託手続														
③ 組替集計プログラムの開発														・北電情報システムサービス株式会社に委託
④ 貿易統計の磁気媒体の入手														・財務省関税局調査課からデータを入手
⑤ HSコード・名称ファイルの入手														・財団法人日本関税協会からデータを購入
(3) サービス産業・非営利団体等投入調査														
① 集計表の検討														
② 委託手続														
③ 集計プログラムの開発														・北電情報システムサービス株式会社に委託
10 産業連関表作成予算														
(1) 各府省庁概算要求													各府省庁	・総務省政策統括官室に要求書を提出
(2) 総務省概算要求													総務省	・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求
(3) 統計調査計画等審査													総務省	・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
(4) 各府省庁配分													総務省	
										◎				政府案決定
11 各種情報収集														
都道府県等における産業連関分析実施状況調査													総務省	
														実施・取りまとめ
12 全国研究会議、ブロック会議														
(1) 全国研究会議													総務省	・七十七銀行担当者から「東日本大震災に関する産業連関分析」について講演 ・平成24年度実施の産業連関構造調査については、調査実施省から説明
(2) ブロック会議													各府省庁	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席
														◎ 10.28 ◎ 11.16 九州・沖縄 ◎ 2.14・15 北海道・東北

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議													各府省庁	
(1) 産業連関幹事会	←→													・第32回～(原則隔週開催)
(2) 産業連関技術会議		◎ 5.22		◎ 7.31		◎ 9.5	◎ 10.30		◎ 12.11			◎		・必要に応じて随時開催
(3) 産業連関主管課長会議						◎ 9.19(第2回)			◎ (12.28基本要綱(第2部・第3部)の決定)					・9月19日、平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱第1部(案)を了承 ・産業連関幹事会での了承後、各府省庁の持ち回りにより、12月28日付けで産業連関主管課長会議決定
(4) 産業連関部局長会議						◎ (9.28基本要綱(第1部)の決定)								・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回りにより、9月28日付けで産業連関部局長決定
2 統計法施行状況報告対応													総務省	
(1) 報告案作成・調整	←→													
(2) 統計委員会対応			←→											
3 公的統計基本計画への対応													各府省庁	・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討事項への対応 ・産業連関技術会議の下に設置 ・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討事項のほか、SNA関連事項について検討 ・第12回～(原則隔週開催)
(1) 基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ	←→													・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)において、統計の中立性の観点から、基幹統計について、公表前の統計情報に関する共有者等の内規を作成するよう記載
(2) 「産業連関表の公表期日前統計情報の共有範囲等に関する内規」の作成			←→											・平成26年度を始期とする次期基本計画の策定過程における対応
(3) 次期基本計画に向けた対応							←→							
4 産業連関構造調査の企画、実施 (平成24年度実施分)													調査実施省	・計29調査
(1) 総務省への承認申請等	→													・今回から、総務省政策統括官室の経済統計担当統計審査官室が審査を実施
(2) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ)	→													
(3) 標本抽出、調査関係書類の印刷等	→													
(4) 調査の実施 (調査票の送付、回収、督促)		←→												
(5) 調査票の審査			←→											
(6) データ入力、集計				←→										
(7) 結果報告書の作成					←→									
5 産業連関構造調査の企画 (平成25年度実施分)													調査実施省	・産業連関幹事会においても順次説明
(1) 調査の企画・立案	←→													・今回から、総務省政策統括官室の経済統計担当統計審査官室が審査を実施
(2) 総務省への承認申請等								←→						
6 基本方針で定めた作成スケジュール の修正						→							各府省庁	・①経済センサス活動調査に係る調査票情報の利用可能時期、②過去表における作業実績を踏まえ、スケジュールを修正し、基本要綱第1部の決定の中で改正 ・産業連関幹事会で検討

〔平成24年(2012年)度〕No.2

[illegible]

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
11 推計基礎資料の収集・整備、推計方法の検討														
(1) 基礎資料の収集・整備													各府省庁	各府省庁で個別対応
① 前回推計資料のチェック													各府省庁	
② 資料の入手													各府省庁	
③ 各種統計組替作業													各府省庁	
④ 産業連関構造調査の組替													各府省庁	
(2) サービス産業・非営利団体等投入調査の集計													総務省	・調査の実施については、項目4を参照。
① 委託手続														総務省
② 集計プログラムの修正														
③ IO-調査項目コンバータの作成														
④ 集計表出力														
⑤ 報告書の作成・印刷														
⑥ 都道府県等への提供														
(3) 企業の管理活動等に関する実態調査														
① 委託手続														
② 集計表の検討														
③ 集計プログラムの開発														
④ 各種コンバータの作成														
⑤ 集計表出力														
⑥ 報告書の作成・印刷														
⑦ 都道府県等への提供														
12 作成作業報告書 部門分類及び概念・定義・範囲 (原稿整理・印刷)													総務省	
13 産業連関表作成予算														
(1) 各府省庁概算要求													各府省庁	・総務省政策統括官室に要求書を提出
(2) 総務省概算要求													総務省	・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求
(3) 統計調査計画等審査													総務省	・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
(4) 各府省庁配分													総務省	
14 各種情報収集 都道府県等における産業連関分析 実施状況調査													総務省	
15 全国研究会議、ブロック会議														
(1) 全国研究会議													総務省	
(2) ブロック会議													各府省庁	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議 (1) 産業連関幹事会 (2) 産業連関技術会議 (3) 産業連関主管課長会議 (4) 産業連関部局長会議													各府省庁	・原則隔週開催 ・必要に応じて随時開催 ・〔開催予定なし〕 ・〔開催予定なし〕
2 統計法施行状況報告対応 (1) 報告案作成・調整 (2) 統計委員会対応													総務省	
3 公的統計基本計画への対応 (次期基本計画への対応を含む。) 〔 ・産業連関幹事会 ・基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ 〕													各府省庁	・「公的統計の整備等に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)において掲げられた検討事項への対応 ・平成26年度を始期とする次期基本計画についても対応 ・平成23年表については、基本的に基本要綱の決定までに検討を終了しているが、推計作業と並行して議論する必要がある課題や、次回表に向けた課題について随時検討
4 産業連関構造調査の企画、実施 (平成25年度実施分) (1) 総務省への承認申請等 (2) 調査の民間委託手続 (必要な場合のみ) (3) 標本抽出、調査関係書類の印刷等 (4) 調査の実施 (調査票の送付、回収、督促) (5) 調査票の審査 (6) データ入力、集計 (7) 結果報告書の作成													調査実施省	・今回から経済統計担当統計審査官室が審査を実施
5 推計作業の改善に関する検討													各府省庁	・国内生産額推計から計数調整に至る推計作業全般について、作業手順、使用する帳票類の様式等の改善を検討 ・産業連関幹事会で検討
6 経済センサス-活動調査組替集計 (1) 集計表及び集計方法の検討 (2) 経済センサス-活動調査及び平成22年工業統計調査の調査票情報の利用申請 (3) 組替集計プログラムの開発、組替集計の実施、集計表出力													総務省	・消費税の集計方法については、基本計画・SNA課題対応WGにおいて検討 ・統計法第33条に基づき、経済センサス-活動調査及び平成22年工業統計調査の調査票情報の提供依頼を行う。 ・(独)統計センターにおいて実施

[平成25年(2013年)度]№.2

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
7 推計基礎資料の収集・整備、推計方法の検討 (1) 前回推計資料のチェック (2) 資料の入手 (3) 各種統計組替作業 (4) 産業連関構造調査の組替	←								→				各府省庁 各府省庁 各府省庁 各府省庁	各府省庁で個別対応
8 国内生産額の推計 (1) 推計作業の実施 (2) 推計結果のチェック・調整作業 (3) 生産額表の印刷 (4) 生産額表の提供				←									各府省庁 各府省庁 総務省 総務省	
9 参考試算値の推計 (1) 推計作業の実施 (2) 推計結果のチェック・調整作業					←								各府省庁	
10 投入額・産出額推計 (1) 投入額推計 ① 各種統計などによる大枠の推計 ② 列部門ごとの推計 ③ 入力データ作成(磁気媒体) ④ 投入表(第1次、購入者価格)作成 (2) 産出額推計 ① 各種統計などによる大枠の推計 ② 入力データ作成(磁気媒体) ③ 産出表(第1次、生産者価格)作成							←						各府省庁 各府省庁 各府省庁 総務省 各府省庁 各府省庁 総務省	
11 産業連関表作成業務支援プログラム (1) 委託手続 (2) 本体集計プログラムの開発 ① 部門別品目別国内生産額表作成プログラム ② 参考試算表作成プログラム ③ 生産者価格調整プログラム ④ 購入者価格調整プログラム ⑤ 基本表・統合表等作成プログラム ⑥ 付帯表作成プログラム													総務省	・①～④については25年度、⑤及び⑥については25～26年度に開発
12 次回経済センサス-活動調査に対する要望整理	←								→	◎			各府省庁	

[平成25年(2013年)度]No.3

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
13 接続産業連関表の固定価格評価表のあり方の検討	←→												各府省庁	
14 産業連関表作成予算														
(1) 各府省庁概算要求	←→												各府省庁	・総務省政策統括官室に要求書を提出
(2) 総務省概算要求				←→									総務省	・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求
(3) 統計調査計画等審査					←→								総務省	・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
(4) 各府省庁配分									◎	←→			総務省	
									政府案決定					
15 各種情報収集														
都道府県等における産業連関分析実施状況調査	←→												総務省	
16 全国研究会議、ブロック会議														
(1) 全国研究会議							◎						総務省	
(2) ブロック会議									北海道・東北 ◎ 九州・沖縄 ◎				各府省庁	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席

(注) 平成25年度以降の推計作業については、前回までと比べ、大幅に変更が見込まれるため、事項及びスケジュールともにおおまかに記載している。
具体的な作業内容については、第2部の本文を参照。

[illegible]

[平成26年(2014年)度]No.2

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
10 計数調整				←→									各府省庁	・生産者価格調整及び購入者価格調整を行う
11 付帯表の作成方法の詳細検討	←→												各府省庁	・平成23年表の付帯表は、以下のとおり。 ①物量表 ②屑・副産物発生及び投入表 ③雇用表 ④雇用マトリックス ⑤固定資本マトリックス ⑥産業別商品産出構成表(V表) ⑦自家輸送マトリックス なお、「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、統合中分類表の一部として位置付けを改めた上で作成
12 付帯表の作成							←→						各府省庁	
13 確報公表に向けた計数調整									←→				総務省	
14 作成作業報告書	←→												総務省	・総括編
15 産業連関表作成業務支援プログラムに係る本体集計プログラムの開発 (1) 基本表・統合表等作成プログラム (2) 付帯表作成プログラム (3) 接続表作成プログラム	←→												総務省	・(1)及び(2)については25～26年度、(3)については26～27年度に開発
16 産業連関表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分	←→												各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
17 各種情報収集 都道府県等における産業連関分析実施状況調査													総務省	
18 全国研究会議、ブロック会議 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議										◎			総務省 各府省庁	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席

事	項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
【共通】																	
1	会議													各府省庁	・原則隔週開催 ・確報公表(案)を了承 ・次回表に係る基本方針の確定により、「平成27年表産業連関幹事会」として開催予定 ・必要に応じて随時開催 ・次回表に係る基本方針の確定により、「平成27年表産業連関技術会議」として開催予定 ・5月、確報公表について、産業連関幹事会後、各府省庁の持ち回りにより、産業連関主管課長会議決定 ・9月、次回表に係る基本方針を了承 ・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回りにより、産業連関部局長決定		
(1)	産業連関幹事会	←→															
(2)	産業連関技術会議																
(3)	産業連関主管課長会議		◎				◎										
(4)	産業連関部局長会議	◎ 「基本方針」決定															
2	統計法施行状況報告対応													総務省			
(1)	報告案作成・調整	←→															
(2)	統計委員会対応				←→												
3	公的統計基本計画への対応													各府省庁	・第Ⅱ期基本計画において掲げられた検討事項への対応 ・平成23年表については、基本的に基本要綱の決定までに検討を終了しているが、推計作業と並行して議論する必要がある課題や、次回表に向けた課題について随時検討		
〔産業連関幹事会 ・基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ〕		←→															
4	産業連関表作成予算																
(1)	各府省庁概算要求	←→													各府省庁	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施	
(2)	総務省概算要求				←→									総務省			
(3)	統計調査計画等審査						←→						総務省				
(4)	各府省庁配分	◎ 政府案決定												←→	総務省		
5	各種情報収集																
都道府県等における産業連関分析実施状況調査			←→ 実施・取りまとめ													総務省	
6	全国研究会議、ブロック会議																
(1)	全国研究会議	◎												総務省	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席		
(2)	ブロック会議	北海道・東北 ◎ 九州・沖縄 ◎												各府省庁			
【平成23年表について】																	
7	確報の公表			←→ ◎										各府省庁	・6月に確報の公表を実施 ・公表資料作成		
8	付帯表の作成	→														各府省庁	

[平成27年(2015年)度]No.2

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
9 接続表の作成 (1) 接続表の作成方法の検討 (2) 部門分類の設定 (3) 初期値の作成 (4) 時価評価計数調整 (5) インフレータの作成 (6) 固定評価計数調整 (7) 接続表・統合表等の作成・編集 (8) 付帯表の検討・作成				←									各府省庁	
10 各種報告書の作成 (1) 確報報告書 (2) 作成作業報告書 (3) 報告書英文編 (4) 接続報告書	←			→									総務省	・総括編、推計作業編
11 産業連関表作成業務支援プログラム に係る本体集計プログラムの開発 接続表作成プログラム	←											→	総務省	・26～27年度に開発
【平成27年表について】														
12 次回表に係る基本方針の作成	←			→									各府省庁	・平成27年(2015年)産業連関表作成基本方針の作成
13 次回表に係る基本要綱の検討				←									各府省庁	・平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱の検討
14 産業連関構造調査の企画、実施 (平成27年度実施分)				←									調査実施省	
15 次期産業連関表作成業務支援プログラムの検討							←					→	総務省	・基本的に、平成23年表において開発したプログラムを改修し、平成27年表に対応させる。

事 項	第1四半期			第2四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9		
【共通】								
1 会議							各府省庁	・原則隔週開催 ・接続表公表(案)を了承 ・次回表に係る基本方針の確定により、「平成27年表産業連関幹事会」として開催予定 ・必要に応じて随時開催 ・次回表に係る基本方針の確定により、「平成27年表産業連関技術会議」として開催予定 ・5月、接続表公表について、産業連関幹事会后、各府省庁の持ち回りにより、産業連関主管課長会議決定 ・〔開催予定なし〕
(1) 産業連関幹事会	←			→				
(2) 産業連関技術会議								
(3) 産業連関主管課長会議	◎							
(4) 産業連関部局長会議								
2 統計法施行状況報告対応							総務省	
(1) 報告案作成・調整	←			→				
(2) 統計委員会対応				←			→	
3 公的統計基本計画への対応							各府省庁	・第Ⅱ期基本計画において掲げられた検討事項への対応 ・平成23年表については、基本的に基本要綱の決定までに検討を終了しているが、推計作業と並行して議論する必要がある課題や、次回表に向けた課題について随時検討
〔産業連関幹事会 ・基本計画・SNA課題対応ワーキンググループ〕	←			→				
4 産業連関表作成予算							各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
(1) 各府省庁概算要求	←			→				
(2) 総務省概算要求								
(3) 統計調査計画等審査								
(4) 各府省庁配分								
5 各種情報収集							総務省	
都道府県等における産業連関分析 実施状況調査		←			→ 実施・取りまとめ			
【平成23年表について】								
6 接続表の公表							各府省庁	・6月に接続表の公表を実施
	←			→ ◎				
7 接続表の作成	←			→			各府省庁	
8 接続報告書の作成							総務省	
				→				

[平成28年(2016年)度]No.2

事 項	第1四半期			第2四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9		
【平成27年表について】								
9 次回表に係る基本要綱の検討	←						各府省庁	・平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱の検討
10 産業連関構造調査の企画、実施 (平成27年度実施分)						→	調査実施省	
11 産業連関構造調査の企画、実施 (平成28年度実施分)				←			調査実施省	
12 次期産業連関表作成業務支援 プログラムの改修	←						総務省	・基本的に、平成23年表において開発したプログラムを改修し、平成27年表に対応させる。

(注)平成28年度のスケジュールについては、平成23年第2四半期まで記載している。